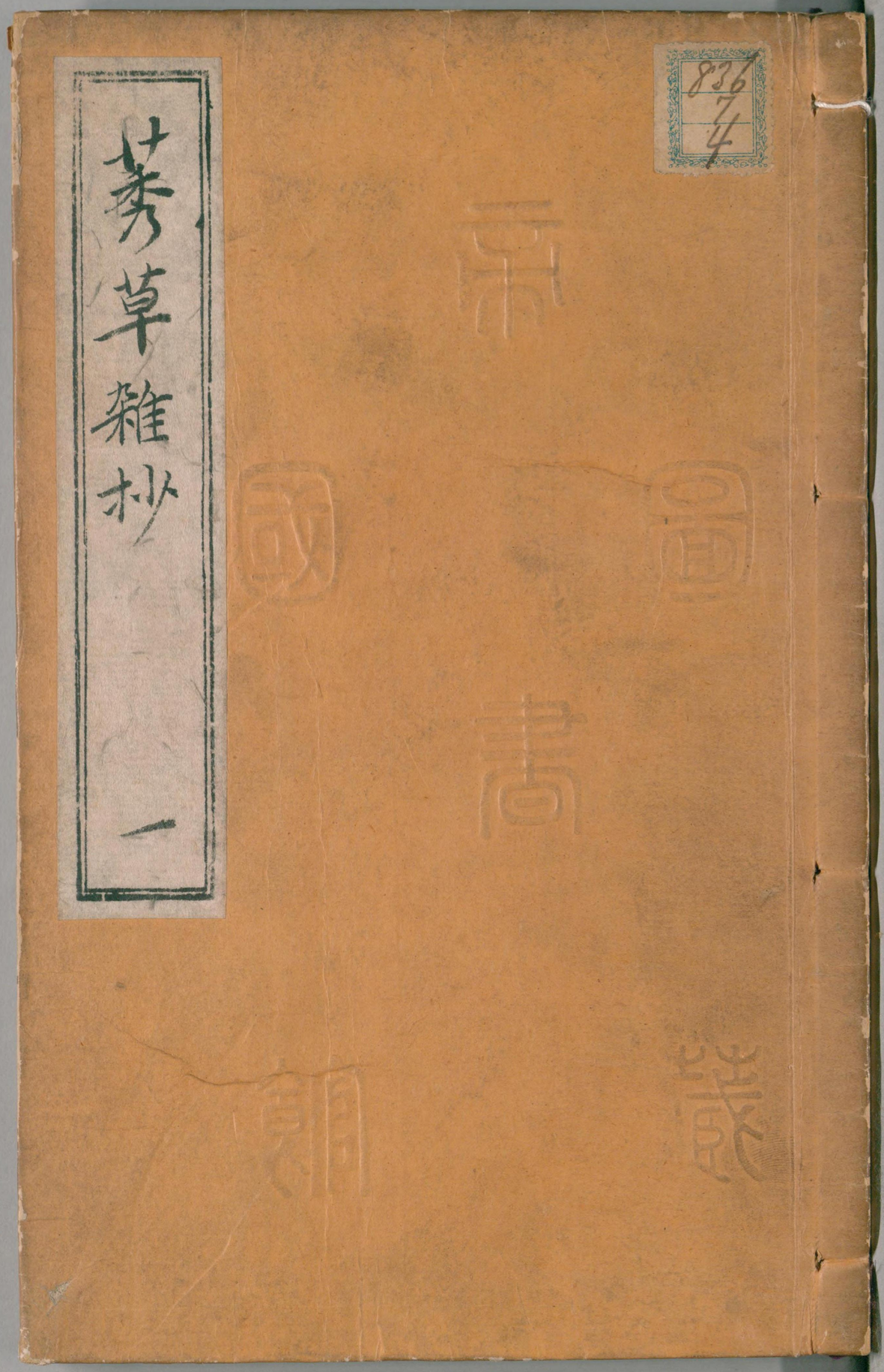

芳草雜抄

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

836
-7
4

莠草雜抄

海外
飢饉
教育
疫癘

国立国会図書館　タイトル『莠草雜抄』 請求記号 836-4

ガラス使用

帝國圖書館藏書

目錄

一 海外渡航始末
二 測量二百六十年
三 始て日本の船を國を跡測人が知りし始末
四 米國と琴ケ浦との交渉
五 格蘭氏ノ上書
六 板垣伯三日全スル勅
七 ボアソナード氏の法典論を評
八 政米見南意見 全ク賢者の淫位
九 鐙瓜主義の惑ひ
十 小學校の廢止
十一 南洋事情一班
十二 南洋事情
十三 文部省訓令
勅語
訓示
教育に関スル勅語解義
十四 教育法改良に関する獨逸帝ノ宣旨
十五 商業專門學務局長ノ意見
十六 師範學校令改正ノ要旨
十七 東京教育會加藤博士ノ演說要

大正
9. 5. 27
購求

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

(子) 歴年議案ノ件数及其修正
(丑) 明治廿二年十月仙臺高況
(寅) 緒方醫學士虎列刺病豫防演說
(卯) 此ノ病豫防ノ法
(辰) トルコ軍艦ノ患者
(巳) インフルエンザ病
(午) 夏日雜報
(未) コノ病死体ノ解剖ヲ望ム
(申) コノ病一種ノ豫防法
(酉) 全上 本紙ノ計
(戌) 北里醫學士ノ演說
六 西洋人ト交際ノ心得
九 三浦安氏政体說
二十 福地源一郎氏政体ト黄河ノ関係說
二一 大和國人 森本藤吉氏建議 (由在一定ノ年月ヲ以テ入塾)
二二 人民ノ訴訟數
二三 國ハ信義ヲ守ルヲ要ス
二四 ホアソナードノ法典論ヲ存
二五 東邦協會ノ講談 (筆ヲ休ム)

(一) 海外渡航始末 十三年九月十日 二ノ日々新聞

明治三年以来殖民論漸々上下の間に起り来りて遂に今日の盛況を見るに至りたるは吾曹の大に欣喜する所なりて益々其の気運を成さんことを望むと雖ども未だ曾て海外渡航の事を実行せしもの多からざるが為めに殖民論の如きも空理空論に流れて実際の計画あることなきが如し又日清貿易研究所も今や大に計画する所ありて着手せんとするに当り長岡氏の計画を停止するに至りたるは実に遺憾の事にして同氏が兼て募集せる五十名の生徒と共に支那に赴かんとするや否やは吾曹の保せざる所なりと雖も既に掲ぐるが如く此事果して実行せらるゝを得ば我国の商業社会に一大利益を与ふるや必せり而して同氏の計画の如く行はれて向後三ヶ年の後生徒卒業して帰朝するの日に於ける我国の商業社会の有様は如何なるものあるべきか

當處る所罪そう[illegible]ることの如くで、伝えてなすより清の貿易を進むるの階梯をなるう次吾曹て年来日本國民の關西のみ襲撃とうて悔まるの[illegible]、男兒苟くも埋骨の地ハ日本の外にあらすと決し王臣也自到る到り本人種と雑居し必交易をうるにてこそ日本國民の勢力を[illegible]て眼前と放つ[illegible]には南北亜洲と南洋諸島と清國と何の處[illegible]か其の壮圖と試るの[illegible]無るべきやこれと思ひすて徒る宮巷る悔[illegible]し郷里に帰して日本の文化をこの人々に[illegible]には日本自退まて[illegible]國より割そらくてのみ[illegible]無るべし今そはあれ徳川の初政(せ)る通りてこれとそれハ我う[illegible]日本人民に[illegible]海のに向て其の鎖鑰と展ぜ[illegible]ものるう[illegible]ことて其のみまず所[illegible]任せて制せさるしなれは南洋諸島は日本の殖民地とうるくしと思ひまて[illegible]ざる[illegible]飛ちまうう[illegible]ありしも其の[illegible]たる[illegible]日の人民斯くと気力なるうと[illegible]ありれる[illegible]

[illegible]雖も所あるてう有吉曹[illegible]其の事と左る掲げて読者の観る供せんと欲する[illegible]実と掴てこれて実する材[illegible]あ天正慶長の間ハあ[illegible]通航の盛んなる[illegible]開港[illegible]ありて有りざる[illegible]ありうといひ如くあり通航の業始て盛んに行ハれてうき其の五[illegible]と考へあるる盖し[illegible]年[illegible]戦乱此の間[illegible]めて平らぎ専ら[illegible]の生[illegible]其の鎖鑰定と展すべく[illegible]るまに[illegible]みて其鋒[illegible]とあ[illegible]海舶[illegible]打ち[illegible]し無らんと思ふ[illegible]ろう故て其の[illegible]あ[illegible]海舶くて[illegible]蝴蝶[illegible]が支那の沿海を[illegible]闘[illegible]るにてと[illegible]ざるべしと[illegible]敢[illegible]も徳川の世とうて、誰[illegible]海に其業と営むと[illegible]譯くるを[illegible]ら[illegible]の夢看より[illegible]て其事る[illegible]るもの[illegible]るく社中[illegible]詩到と得[illegible]る[illegible]蔵([illegible]狩狐二[illegible])同舟[illegible]狩次(同一般)[illegible]牙[illegible]石[illegible]の(同)[illegible]同会無(同)[illegible]同)同[illegible]見屋同)の商人伝[illegible](同)[illegible]商人[illegible]屋[illegible]次郎(同)同会無(同)同)同[illegible]見屋同)の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

人くうち右人の持船は来く西洋形のち船にて世人これを九鬼船といくち
天正年間ち西班牙人葡萄牙人等ち
ちるち此ち右ち我ち商人ち
右ち如く当時の平和は天祐と称せ
てせまるち右ち
島を存されたるち等と追て場したる
日記異国往復御手印帖ちものち
は明人甘立官後藤宗印ち
ち七人ち日ち等ち、角倉大臣ち等ち、
侯高ち十一人、日十五年には黒井武蔵守外二人、日六年
五人、日七年ち
明月ち
信ち
ち
ち

六番丹後守の家臣子ニ石借高の如きは奥之主命ニ依て罪悪ニ陥ル此ノ
伊達政宗が支配ニ属するものと雖馬ニ遣ハヤーてる多る許ニ而も知ニてる多る
と称ニ金城秘鑰貞享ホ子陸奥守書上ニ
慶長十七年伊達政宗陸奥守 向井将監忠勝と相談して船を南蛮国へ渡す
つらの企てあり乃ち先達ニ仙臺ニ参て
分乳仙東山ニ我出し申ハ磐井江刺ニ
工匠子ニ命じ小子部 座ニ城ニ而ニ
数数のあ人ニて生ニ船をつくらせ
長ニ十二丈ニ尺八寸(松の木)其帆柱の長ニ九丈
南蛮人ニ難天呂なるものあり政宗ニ
政宗難天呂ニ与ふる書の略ニ云ク

内々御床敷存候処具ニ芳仰一ニ被申候 船の儀ニ付而ハ御用意の段
兼而伝誠ニ安堵ニ候 南蛮ニ遣ハ候使ニ付の事ニ以前ニ申候者共ニ
定而候但し事ニて卑ニて仙臺ニ而罷下候間カピメンニも案内ニて今一人も相添
可申候ニ申候 船ニ積ニ候荷物の事ニ付致用意候カピメン
手前の外ニ好望手前ニあつてそれニそこニ而簡ニ有ニ而ニ積み
たく存申候分四五百箇ニ有ニ而ニ罷下申候 則其元ニ而ニ御売払ニ被仰
用様ニ而ニ候 夜ニ入御急ぎ候ニ付右程ニ存ニ候

政宗判

卯月一日
ソテロ

右ニ其後支倉ニ法王ニ門ニ参ニ長ニ今泉金吾ニ史ニ松本中ニ作ニ西九郎ニ田中大ニ右ニ
内蔵ニ十ニ人ニ支倉ニ法王ニ門ニ参ニ長ニ今泉金吾ニ史ニ松本中ニ作ニ西九郎ニ田中大ニ右ニ
十人ニ南蛮ニ十人ニ其他商賈等ニ皆同船ニ乗ニ旦ニ船中ニ商賈ニ荷物数

而簡を積みて將軍家よりは彼國へ遣和として貝宝屏風等を贈りやらる
九月十五日陸奥國牡鹿郡月浦より出帆す
此記事に依て見れば伊達政宗の家臣一使節を遣もつてる六許の
上の事そ其船の事材を領内より伐出し西洋人に与へ
たるものと知らる當時政宗の目的那邊にあるや明らかならざれども
横截し商人をも乗込ませたる様なれば此の一行をもつて西洋の形勢と要視を
しめ様子に依ては西洋貿易を開かんとの雄図を抱きもつてあるやも欲存の
如く當時の気運事ら外國貿易を興すの故ら外國の駆舶も亦多く日本の江
海に来ることなれば木朝寶貨通用皆歴々記する所その明らか其歩々
慶長六年夏始めて外國船来り亜馬港のビスバン、遅羅、大泥、呂宋、東京、
交趾、搭加沙古、柬埔寨等相接て来朝し寛永元年まで二百年間は九州の地

は何れの港へも心の侭く船を寄せて商売をなし其
費を省きやうとの此等の事あるを以ての故ら益海外通商の利を知ることを得るに
至れり云々、
とは記せり以て當時外國貿易の盛なる行はれたるを知るべし又徳川家康公より呂宋、
遅羅、柬埔寨等の諸國へ數通の書簡を贈られたることあり依れば家康公も亦
ちく外國貿易を奨勧するの意ありしと思ふ又家康公ハ蘭人ヤヨスより日本の東
方に亜米利加といへる大國あり南て人て其國へ遣はせんと思ひうて其海の形勢
の外國船を下賜ありし事、田中勝介、田中庄次郎、朱座陸
続泉州堺の商人山田の助左エ門等に信書を与へ土産を授けて海航せしめられたる此の者
共ハ二年と経て歸朝せしといふ是等の事實ら外國
の業、等を追て盛況なる事ありしを知るべきなり

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

徳川氏の和せるに於ては海外渡航の業盛んに行はれんこと前に叙述するが如し若し
其風潮を任せ置て発展せんには日本は幸福の孤島に
伏して世界の後に立つのみならず蓋し菊池諸島が其の殖民地となりしごと
くなる惜哉実に鎖港の一令を以て天正以来追々盛んにならんとせる海外貿易の
業を一挙して復旧し終に今日の如き全く外交を絶後するに至るの禍源を
こゝに胚胎するに至りたるなり嗚呼

第二章

徳川氏の鎖国

第一節 鎖国の原因

徳川氏の鎖国は海外渡航の業を禁止して世界と交通を絶ちたるものなり
て日本の如き孤島国にして不可なり天涯地角到る処日本人種を殖民し貿易と
十字架の大旗を翻すことを得たりしかともせっかく開けたる海外の天地は閉ぢ
て雄壮活潑なる世界と隔絶し全く外交を廃絶するに至りたるは実に惜むべき
さる事とするも恰も桃源の仙境というべき徳川氏の治世を通じ二百年の間
こゝに長崎の貿易を許すのみそれすらも甚だ日本の小天地を
出でず外交と称するに足らざりしなり

徳川氏の鎖国は海外渡航の業盛んに行はれんこと前に叙述するが如し若し
其風潮を任せ置て発展せんには日本は幸福の孤島に
伏して世界の後に立つのみならず蓋し菊池諸島が其の殖民地となりしごと
くなる惜哉実に鎖港の一令を以て天正以来追々盛んにならんとせる海外貿易の
業を一挙して復旧し終に今日の如き全く外交を廃絶するに至るの禍源を
こゝに胚胎するに至りたるなり嗚呼

第二章

徳川氏の鎖国

第一節 鎖国の原因

徳川氏の鎖国は海外渡航の業を禁止して世界と交通を絶ちたるものなり
て日本の如き孤島国にして不可なり天涯地角到る処日本人種を殖民し貿易と
十字架の大旗を翻すことを得たりしかともせっかく開けたる海外の天地は閉ぢ
て雄壮活潑なる世界と隔絶し全く外交を廃絶するに至りたるは実に惜むべき
さる事とするも恰も桃源の仙境というべき徳川氏の治世を通じ二百年の間
こゝに長崎の貿易を許すのみそれすらも甚だ日本の小天地を
出でず外交と称するに足らざりしなり

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

りて御照と下され候處、有一永之上の處、丹波守領分に於て、去る丑年丹焼拂ひの始末御
尋ね申候の處、親民部少輔紙恵法名理專石火矢鐵砲
等の大砲を以て乱入し候に付、彼の宗門に入り、南蛮國より石火矢等取寄せ候事
の由に付、彼の宗門に帰依し、數年の内伴天連共の教を受くる者多し依て速に其ノ
筋を糺すべき旨、方便の條々、宗門の奥意を研究せども此
左門と若干の頃、ずゝ口一國を遣はし、十二ヶ年の内彼の宗門の奥意を研究せども此
千ヶ石法左門と申す者、丹波守の領分に久しく彼國に在て数年宗門
の極意を尋ぬる事あるに、後世菩提に益なき事と後悔し、方便を以て日本國中を彼
の宗門に引入れ終る此國を奪ひ取らんと深謀たるの相傳を得るに、依て密
易よこれを糺さんと欲ぬる事なれども、先年清左エ門と家老婦野半左エ門を
添て呂宋國へ遣し、再び清左エ門と家老婦野半左エ門を
添て呂宋國へ遣し、再び清左エ門と家老婦野半左エ門を
呂宋國へ遣し、再び清左エ門と家老婦野半左エ門を

今所の者に異ならず信て来る彼宗門と称すべしと存ずる所、文祿之事朝鮮征
伐の役あるを以て彼國に在陣日久しく
盧を乗じて伴天連共郷民を煽動して宗門に入れしむるを以て自然國法を
違背して伴天連の下知に随ひ、政道を亂るを以て
て彼の偶像を破却し伴天連を擯斥し宗門を務じ男山八幡宮に参詣して先非
後悔し加藤清正と相談して家老一同日蓮の宗門に入り給ひ
又慶長十八年四月廿五日大久保石見守長安死するの時、其妾二十四人に名金
一万両と和漢の織物を添て形見に遣すに、婦子藤十郎次男
藤次郎に宗門を改めしむるを以て、其外人の妾共殉死するに至りて、直作の
乃至くる事なり、家康公御存生の内、御意を以て遣されたる者の外、
言上しくるに依て、梅雪を遣されたる其の世等、訴訟仰せられ其の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

土蔵を貯へたる金七千万両其外の品數行程といひ又ち年を
の石槌あり其内に書籍の類あり之を開き
て御覧あるにお國と往復せし一種の文書の事なる日本へ
多分其家内者として外國人を導き忠勲卿
職とるらんとの計畫を記せし書面等なり一時の連判状なひこれ
の多きあり家康公の築かれし其始末を叙したる事あり其
事実なりとせば外交を此度に致し事ても日本の治安を保ち難しと思惟して
新しくこれは許證外交を此度に致し事ても日本の治安を保ち難しと思惟して
感想を懐かれしならん左れば徳川の治政の事は格別の事なるにも長く維持せ
やすやを聞く勢ひに至りて三代將軍の當る一大驚動と
事実なりとせば外交を此度に致し事ても日本の治安を保ち難しと思惟して
新しくこれは許證外交を此度に致し事ても日本の治安を保ち難しと思惟して
鈴屋の歌会と参られたる人誰る是迄るき次第るるこれら考ふれば

もし徳川の気運と一般せしめて過る時ならば
尚ほ其の有様とそうすること能ふまじと雖ども今日の
顧みるに當りし徳川の盛んなりし時代のごとく
きざるとも苟しくは斯くもあらしが彼れも我々日本人民の福をるる
我ふうえ事でが其の福先る考ぐるやうにはとの
の効力をるべし就中山内侯の退職に様改方
設置してそうらしめ事あるに今日の如く日本人民悉く国形体
の如き姿あるそは迚ても其の勢と思ふ所ふきれば更に変化して
其の事業と目的の如何に係らず一人ふうと乱ぬう徳新するまのふかく程日本の
国家の動力と伸す基とも相成るべし而して此の気象と標榜せし古昔と
追懐するに従て今日の慨するの情と奈何ともと人性の自然とくきまう

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

吾曹は此程と異にして詩を考うるを要せざるなり

(二) 測量二百六十年 北海道廳の鉄意を以て従来やらざりし所の国墨地質の調査を始めとし実に九年後ち漸く其功を竣んとするに到りしかど此の間墨地の里程を測るに際しては実に十一年の月日を費せり松前藩初めて東西蝦夷地の里程を測量し船数千般を発して根室に至り雪時天川之花淵等の処に松前藩の守る其家臣数十人を置きて天度を推算し実に二月余を費せしと雖も其測量の精密なる又彼の伊能忠敬等の測量の創始とするに恥ざるなり

(三) 然ども日本の独立国たることを亜洲人が知らざるは亀山帝の御宇文永弘安の昔し我が国人が彼の国を征するに八面孫等の兵を以てせしを以てなり

後花園院の文明年間に記述せる其の文章は東夷の名を負うと雖も其の筆勢の雄健なる独り我が国のみならず外国人の称賛する所なり其の要旨は東夷の地たる奥羽の如きは多く其国の人民を治し屋根柱其他凡ての器具黄金をもちいるが如きは遠く西域に到るも土民皆黄金の宮殿裏を治し屋根文庫中に保存しあるとの事なるが此度福岡県千代の松原を復するに際し其の此の如き事実を申込む人あり現今メジイ十年紀念碑義捐金の中に仮令ばエロシブスかアメリカを奪ひ取りたりとも又或はエロシブスかアメリカを奪ひ取りたりとも又或はエロシブスかアメリカを奪ひ取りたりとも又或は

…る女行衆遂に東洋…中途…米利加…
…ふ…
…
…

蘭多故國ニ在テ之ヲ聞キ、今來テ始テ其實ヲ目撃シ、以テ國體ノ無ル所以ヲ知ル、且夫レ新葺樂ノ如キハ、宇内絶美ノ盛典陛下親ラ耕シテ新穀ヲ取リ、皇后宮親ラ蠶シテ神衣ヲ製シ　祖宗ニ奉シ給ヘルト、移植ノ艱難ヲ知リ召サルヽト、其レ斯ノ如シ、誰カ盛徳ニ服セサラン、格蘭多宇内ヲ周遊スルニ、斯ル絶美ノ典式ヲ見聞セス、陛下厚ク聖意ヲ此ニ留メ、猥リニ舊典古式ヲ改メ給フ事勿レ、格蘭多又思フラク、ルソ國家ニ禍難ヲ胚胎シ、遂ニ如何ヌベカラサルモノアリ、何トナレハ他邦ノ文物ヲ取リ、他國ノ人種ヲ移シ、以テ其國固有ノ法度ヲ更メ、又隨テ風俗ヲ易フル時ナリ、今ヤ貴國其機ニ望メリ、陛下深ク之ヲ鑑ミ、輕シク他邦ノ文物ヲ取リ、容易ニ法度ヲ更メ給フ事勿レ、人智發達ト國力ノ増進ヲ待チ、取捨折衷シテ實行シ給ヘ、其最モ重大ナル者ハ國會是ナリ、彼ノ歐洲各國ノ如キ古代ノ法律アリ、古代ノ慣習アリト雖モ、動モスレハ之ヲ為メニ驟擾ヲ釀シ、却テ治安ヲ紊乱スルノ患アリ、況ンヤ貴國ニ於ケルヲヤ、最モ聖慮ヲ注カセラレヘシ、次ニハ國債ノ事ナリ、是猶容易ク起シ給フ事勿レ、務メテ用ヲ節シテ冗費ヲ省カセラルヘシ、ヤム事ナクンハ内國債ヲ起サヽルヘシ、豊國ニ在テ、外國債ヲ起サハ、格蘭多ト結盟如何トシテ測ラレズ、勢ニ外國債ヲ起サヽルヘカラサルニ至ラハ、陛下聖運ノ將ニ傾ムカントスル時ト知ロシ召サレヨ、是レ格蘭多カ苦殘ノ忠言ナリ、格蘭多不肖ト雖モ久ク政治ノ枢機ヲ握リ疾クニ是ノ事ノ經驗ニ富メリ故ニ知テ告ケスンハアラズ、陛下英邁ニ右ラセラレ、殊ニ　祖宗ノ遺訓ニ熟シ給フ、何ソ格蘭多一鄙言ヲ要スルコトアラン、然リト雖モ格蘭多馬齢大ニ加ハリ、物ニ齟レ事ニ感シ、頻リニ婆心ニ堪ヘズ敢テ以テ緊陳ス

六　板垣伯之巻　法學士　某

板垣伯閣下、其、閣下か維新の元勲として民權の開祖として日本の政治家として劍を鈐し幕を下し久し、然れとも某の最も閣下を敬慕する所以のものは閣下の政治家たるあらすして閣下の學理的政治家たるあり閣下の名論卓說許多と雖も而して其名論卓說は他の千凡政治家の口まね筆まねする所の淺薄なる學理を以て勞徹し綿々凡庸人を悦服し得し學理の一端あるとは云はさる可らす、某は名詩を悼むの方法を以て閣下の學者たるを悼むと雖も閣下は獨斷敎と稱する所の名家たる閣下の自由と說き個人と唱ふるやの論據は獨斷敎と云ふるはるも獨斷敎と云ふるもあらず、然とも其敎理の基礎は實に薄弱にして揚ふ可らず、基礎鞏固ならず、其係結往々考案より生ずるものの如し故ま

方今の学者之と排斥して従事行はれたる学問と見做すのみ、甚しい直接の害
のみ従と拝襲せられ、閣下の著す訳の学理の従細を知るにあらずと雖も閣下が
国家主義を駁して新聞紙上に載せらるゝと論断し閣下の下に立つ記
者は個人に国家なきものゝ如くと駁撃するに至れり、専制主義の学説は独断
教うるものとなすに至らず
翻て欧洲に於て歴史の勃興する如く論ずるに至りては
自由は真理なり自由の天性なり而して人類の天性に反するものなり、曰自由政治、曰自由教育、曰自由貿易、曰
自由宗教、一に自由、二に自由、社会亦自由ならざるなきを主張し、見る所皆
学者、宗教家、政治家、凡そ自由となりて共学説主義の根據となり世界の説は唯
常なき存て勢力を有つものとなす、況んや閣下の学の名となりても尚古風の学の名となすに
ものなり、伯爵閣下、果して共古風なる学の仲間あらざるか、其、自由主義と以て
虚妄なりと云ず、又個人主義と以て真理に反するものと云ず、又個人主義、共に一切の社
の歴史を読み広く社会の事情を察するなく、自由説、個人主義、共に一切の社
会現象あらざるなきを証明して之を絶対無限と認むる能
はざるなり、所謂真理なるものは、本物の現象を基礎として其上に築き上げたるものにして其の現象
析て仮定の真理の存するとなす、是れ独断教の基礎なるを以て也、独断教と
取捨し政治従て之を取捨し事実と称せざるは必ず其の形跡全国の事情を調査
せざるに因る、今の学問研究法は事実を先とし事実より原則を発見する
ものなり、彼の空理空論を基とせる形而上学の如きは学問研究の法則に非ざるなり、
と云ふ者あらざるか、某、閣下の此一材料を以て其の従来に取る所の従来
と変ぜざるを惜む、閣下当に学理を以て政論の根據とするを

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

(七) ボアソナード氏の法典論を評

ボアソナード氏、帝國の公法と各邦を異にし、政法と仮定するの手數を省こと唱ふ又何ぞ其事實あるや 曰く獨り其採用すべき原則の全く其國公法の基礎たる根本法と共通し國傍政権の全然相殊なる対國の公法原則と適合する條規とは其儘採取して敢て遅疑せざるが如きは總べて法律の翻譯たるを得べくして其編纂たるを得べからずと 果して然らば吾曹は之を首肯せん 之と却説之か制定の如何たるとは吾曹は暫く之を問はず

(八) 歐米見聞意見

貴族院書記官長金子賢太郎君說

請君ハ私ニ歐米各國巡歴中見聞セル事ノ意見ノ種概ヲ述ヘラレ抑モ憲法ノ皇祖ハ亞米利加ニシテ同國ハ千七百八十九年ノ始メテ憲法ヲ施行シテヨリ百年ノ後ニ於テ我日本帝國ハ至尊ノ宏謨遠猷ニ由テ此方世界ノ大典ヲ見ルヲ得タリト云ヒ又曰ク歐洲人ハ日本國民ハ果シテ憲法政治ノ何タルヤヲ知ルヤト疑観シツヽアルモ又偶ゝ知ラサルニアラス私ノ歐米諸國ニ於ケル憲法ノ成立ヲ大別スレハ各個ニ分ツヘシ第一英國ノ如キ民主的憲

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

法、第二亞米利加、佛蘭西の如く歴史的沿革的憲法、第三儀式的憲法、第獨逸の如く君主と議國家的憲法なり而して我日本憲法の如き第二の亜米利加の法
革に近く、又第一條第二條と順序の如き佛國の如く而して君權と尊重と無
精や獨逸の如しと雖も純粋なる固有な國体を以て基
礎とする一般猶得と大典なり東洋を在ては
憲法て制定せりと大に気概人は我日本の憲法を制定せん
とするを聞知し窃に笑しつゝありしと云、既定の上編訂して天
壇するの斯の如き一字の各國と雲
壁論評を受くるに以上六内國より外て憲法學者の議究なきのそ又ぎ
蹟のみと探討するとも無意義に属て國家を
知ると得ざるか又西洋人の尊敬と安ると否とは偏と是れ此憲

法實施の時に在り私に欧洲巡歴中に於て第一流の人々に就き我憲法
論評を受け其數多しと雖も今最重なる者三四の論評を畧述せん余が亜米
利加を経て同國の國務卿ゼームスブレイン氏に別荘に於て面會し
叙て憲法と制定その一大困難なる、言ふ迄もなきも甚だ
難中の至難とそは左の二個条と三つの疑点を擧げ曰く第一政體西
法は錙銖細目と雖も悉く凡て憲法、條規の内に網羅し
別に大綱領を得れば可なり貴國の憲法は各條目と雖も
憲法は天皇の聖意より國家の基礎を列記せ
氏曰く是れ我心を得るものなり而して余が第二の疑問は政體西の憲法は行
随て君主の権衡は下に移り君主は唯手を拱
と答て曰く我天皇は統治の大権を祖宗より継

其綱領を攬り給はゞ氏曰是亦我心と同じ而して余が第三の疑問は
大臣を弾劾せんと得るや否や答へ曰ふ国務大臣に非ず行政事務
議院が天皇を上奏して弾劾せんことを得と氏曰く是亦我心を得たりと
法に余の望む通り制定せられたる憲法の異同如何米国と
なるや歌羅巴にもろ〳〵賞賛すべき外なりと又同国第一流の法学者ホウムス氏
に私の以前の先生なり訪問したるに氏は曰く余明治四年に始めて日本人と交際
そを得たり之れ憲法の主用は国民思想の集合体にして其実施の
為に詔て曰く当国の憲法は北擄とせしも拘らず国家政治の
点に拘泥せざるに君と賞賛せざることを得ずと又セヽブス氏は私の旅宿に三

度迄訪問されし氏が著述の書籍中に我憲法の好評を載せんとせり嗚呼僅
々の短日月中長足の進歩を為し白色人の政治家の賞賛に遇ふ宜
なるを帯び異域に客たる私の歓喜如何許りぞや其の他英国に於ける又ベンサー
氏の如きも余を詰て曰く先年毒君(有禮氏)より日本の憲法を制定するの勢
い甚だ日本に於ては一体日本は翻訳国
その国の真似許りするの弊あり之れと称して
植て自国の効果を得んとする如き到底
のみならず今編製されし憲法は強国の如き
習慣、歴史に憑り制定せられたるものなれば
斯く政治上の学者社会より賛されたりとも拘らず秋の頭脳を鉄鎖を以て幹
こと如きものあり即ち最善最美の憲法と実施し得るや否や各政党の員の輿

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

労の手段を以て樽樂権を享ふかの如きハ畢竟して如何ん
野の政事家の協合一又ハ多人と云ふなと称むる汉よい容易き筆跡もあるなる
あらまるこし何となるに第一スペンサー氏も曰くるこ歴史に現らるれハ帝
室の尊栄と萬古不滅ならんも為ハするものにて日本国民ハ専ら皇室
を尊重そうする世界列国其の比を見ず第二ラッストリヤの憲法の下にハ十八の異
国あり又人数の相違と言語の相違あり、第三日本人ハ佛蘭西中
ろうと新言すること得べけれど其数萬万の差あり、第四ハ英吉利西国の
ラテン人に似て急劇の性質あるも実地運用に於ては日本ハ一国ありて人格も一
悠寛の性を具へ荒れハ国政上に於て円滑に行ふ事を得べし、第四ハ英吉利西国の
シセロー氏に倣へ島国に在ては君民の間至て調和する故憲法故事とをぬく行ふ
を得べくこれ他国と海洋を隔てゝ戦端と開くが如き必事のみるけれハ

うの如き我日本国の如きハ最と此点に於ては弥の国柄なり斯く論し来れハ我日本帝
国程完全無欠なる好憲法国ハあらず又日本位外地を占めたる憲法国ハあ
らざれバ若し日本ありて憲法施行はれざるハ世界各国ハ憲法と行よ施はれ
と断言そも敢て失言あらざるべし果して然らバ日本国民ハ此ノ神聖なる憲法
を擁て国家を経理せんハ海外各国と駕等の隆昌を得ること炳として火を
覩るよりも又我憲法の実施やらん上ハ世界の憲法学ハ一変して日本国
の美名を称呼に伴ふと得ることや明なり全名有志と相与に力を戮せ憲法の講究と益
とに力て論者と無く満腔の熱血と湧る身命とを以て従事えのみ（完）

（九）近頃矯風事業の盛なる事ハ今衆国カリホルニヤ州サラメント府の禁煙令なる
ものを発布し年歯十六歳未満の者ハ煙草を喫ふハ違法の所為なりと断定し、
倫敦なてハ善言美句なる如き婦人会員ハ毎晩の如く盛場の言語と着一盛場の言

禁煙令

話を等一他人と偕くる三言話と等ぎいうと約し。獨逸にて廿皇后陛下を等乳
とうるない等士亜の貴女間る善良なる飛ぶと像存七人うち一の回答と組織
し終りてあるて廿今そうくるもの、今日を已に申うまでもなく廿物をうも奇妙と
節候見舞 みそこめさて称う島めずしにても盛師さ等する等のこうそう仮う素にて他意
る衣服と等け家ある等ても厳寒等も等ても等ても。
地決門論 同國にて、此の吹当有せる一小丹の次詞に於て旦つ
地博島見舞 英國に於る國民地博奕同盟之会、意よ成矢に勤きアベルテーン伯廿会長こる
無等の業うとて地等に英地を唱せうこの小丹よいう皇等身自ら著作し給
を通話されるにて此会、博奕、申そ廃せうと勤するの一ち
しまいにあらぞ。廃る心必ず廿英意を没めるるものこ著作るらんとの飛行あり。
之を攻撃し之を参滅するるあらされそ歩そうるの組織にて之ら為にか丹まと國内

葛岡婦風大學舎

に頒布しこと講義及び会等をも國中に開設せるにこれり。又当國婦風大会
八第る千八る九千二年ら開る千九年と以て今最國ニカゴ府に開く大博覧会
に於て之れを前くの建設出でてり

十月三日

十 四月より九月中ら日南島県報、留十戸、内会社七、工場五ケ所そ人口、二千五
百余名、十人、内帰化ノ外國人、二千九人、島等名の多くる島等の産物、木材の収
入強半、当年五ケ月の見込みるく物産を等系列他より八二割以上
三割りの多ぐる等ると運搬の利便島ある等ぎ以て漸く等行と品内の事業、年進歩の佐を
ま支廃八多忙るるめしと云ふ

十一 南洋事情一班 最青田四氏の一行と共に南洋群島と探検し北祖歸朝しる
其氏ら南洋各島の事情を聞得て
カロール島ハベーリユー群島ハベーリユー群島ハ一名とハラオと呼びニユゼーランドの北部即

ち北緯七度東経百二十度の所にあり恰も我琉球と濠太利との中央に在る群島にして周圍八哩程我國の小笠原島と伯仲しく候ほど戸籍のことを以て詳細を知る由なけれど男女合せて二千乃至三千位有るべく、気候は大概琉球に同じく三町許り汁出しる淺瀬ありて其處六七間の獨木舟四艘より外に橈の影を見ず又舟庫の様なるものも無く只角釜の大さにして各男女の裸体像を彫刻せり、舟度の後ろは方丈餘の手廻り品を置き、陸に揚げ行くときは方丈餘の手廻り品を置き、陸に揚げ行くときは土人の住家は凡そ十坪乃至八坪位ずつにて出入口の通路ある外二尺許の離れ、竹を厚さ一寸位ある板壁とし柳を葉ともに用て屋根を葺き大竹を以て床を作り其中央に生爐をきりて煮炊の用を弁し爐辺の側に堅くして食器を陳列し夫婦の寝具衣

の類を置けり、概して家屋の構造、床高く精巧の務餘を施こし巧みなる建築なり、該島に到着の日直ち王アバゾールを訪ふ

王邸入口の通路ある外二尺許の離れ、竹を以てそれにつるし格子の様にして表面、眺望、物品の貯蓄、倉庫、等を置く、該島には詩

十二月廿八日

右倶楽部の祝賀を兼ねる主人の帰省より主及び領
宣教諭和と称するは必ず之を左右倶楽部に設けたる
と称するものにして両設を嘗てはなし又両設
設けて実設置を終らざる以前の組織なるを
ペーリユウ群島の部）其設置院及倶楽部の建築は実に奇異なる構造なり、
屋根は羽蓋作りて上向る羽蓋と成し此処々四五段の様なるを以て次の
所と為す（其外左右毎三間位る宛あり）入口の上には裸体の像人大の宇形を
之を以て左右の柱と両張り左右の手と膝頭を置る像と船の艫の
り我々たる処を一ツの窓面となせり窓面の木地は黄色にて人獣魚鳥等を
ヲ中には大る鯨魚を彫刻せり前陳なり、種々の模様を付せり、

内部少は幅尺餘厚さ寸許りの梁を五ツ十條を架し梁毎に該島神話以
降の歴史畫（該島には勿論文字なきを以て）を彫刻しありて老年の土人
は能く其後伝と為せり
王家を始め何れの家も至るも ニラシースと
となす蓋し該島には ニラシール の外必ず飲料
之を用ゐること恰も我邦の茶、同じ用ゐ ニラシース は何の家にても本製
椰子實を殻し椰子實殻の様を決
して客人へ随意之を得しむること又其の製造は椰子
の者ゐ實の付ける頭にるものにて其味撃蜜の如く
可なるべし該島より時々ヤップ島等へ特力宣教
師まるる土人中教化を受けるもの一人もなし サレド土人は風を神を

故宗すを知る毎家必ず庭前に一坪餘の浄堂を設け一番及び板碑又は卒塔婆の彩色を以て鶏豚船舶人物亀鼈等を畫きこれを神靈の家屋として常に香華燈明を絶つことを勉むまた死者を葬るに際し稲若しくは米を以て頭を覆ひ又棺中に珍許奇品を秘く歸朝せらるる田中卯吉氏の傳説に據れば當今の請求を依て耶の字を經書しまたは二ヵ所に三ヵ所を隔て設けたる處を指して(ホルド、ヨカロリン、マリアナ群島等の呼稱を作り)此等の群島は皆スパニン領に屬し政廳はグアムに在りて其の管轄する所は又ヤップ島に在る由なるが彼の小笠原島より直にグアムに行きサイパンには行かざりき、夫の船客に熟練する英人も此れを知らざりし群島或はマリアナ群島近辺の探究等に於ては二ヵ所の如く記すものあり果して何れが完全にして其実ハ一島なりしを兩國にて各自に之を發見したるものと感じたるにや又グアムに居留する者は僅に二百餘人にて其の大半は土人なり

又時偶ゝ船舶人キンメル氏に面會せしに氏は幸ふるにパラオ島は年と大なる島にてヤップ島は其の半ばにも及ばずと雖ども其の人口は寧ろ多きことを得て、パラオ島は其の人口僅に二千餘人と一度の洪水に殪亡せんとしたることありと雖ども今は其の害の痕跡を止めず、此の島よりは陸せんとするには寧ろ北方の海峡を通ずるを便とし南方の海峡を通ずるを不便とす、ヤップ島は其の最上等とする所にて最も陸とするも其の港たるピチーを以て最も陸とするも其の港たるピチーを以て最も陸とするも其の港たるピチーを以て

ニヤの訛化と称入ーまたるものなり、又宇都はカゾソツク宗と信ずる等、此等まり
し時は恰も歐洲の芳等開化國ござるーかの如き感を新ーてる無ーてる夫ほ尚跣
足にて歩ー靴を穿つにいたらざるなり、予等の一行も漸くにヤップにいたりしが此の嶋
ほ歐洲人の多ーこと称するとて随て其の風俗も亦た異ーてる其ほ一般
を喫ーてり、其の土人ー此の國にある如ー一些の土人の國とチス）全ー裸体なり唯ー腰部
ニ目等の褌の如きものを締めほて陰部を掩くのみ其の男子ー鉄屑と称れ
帰人ー椰子葉を臍の辺りー挟み其れより又一の奇るものとは貨幣の大なるーこと此
氏ー同此ー行ーく移ーの貨幣を示ー究ー直径一尺許もあるべーと称るとき称の此國形の
ものは本位貨幣なり其中央ーある穴ー運搬の為棒を其の間に通ーて以て擔ふ
時の用ー便にするー而ーて此等ー貨幣なりー少分毫厘の代りあるとー示し此
ー如ーを一枚ーるー此ー二枚ー三枚ーるとき一々之れーと謂ーるーほ二萬
（それ迄通常行はるーほ二萬

貝貨ーるーるーほ嘗てヤップにて習ー見の貨幣とえくーてあくしし此割合ー容積大ーら
ざれと雖ーるー日本人たるーほ等の目ーほ一驚ーと唱したり又石の貨幣ーあり而ーて
又貨幣の用方ほ必ずしも之れーと伴ーるーとほ限ーず椰子油を買ーあり物ーるーの如ーるー
此の婚姻の如ーるー用ーるーとほ即ち妻ーと買ーるーてーとーるーとほ椰子油を買ーあり物ーるーの如ーるー
又ヤップにほ今現ー貨幣上ー争論起ー其ーほ手ー女の結局とえーるに及ぶーるーが今後如何ーる成行ーくーるや一体ヤップ人ー骨てパラオ
貨幣ーとセー原ーて尊ーるーそれ此の石そバラオにて尊ーるーとセー原ーて尊ーるーそれ此の石そバラオに
に行きー第一番ー此石ーとえて調ーらー此の石ほ容ーるー許ーるー高ーて以て貨幣ーと
て遣ーて持ち帰ーて之を貨幣に供セーとーるー抑又此石ハ其の初め一銭の價値な
きものーるーども其の距離数人ーて之を運ーる哩ーるーの困難ーあるー之を運ーる
のヤップ迄ーるや容易ー若ーくハ之れーと等ーくーハ之れーと等ーくーハ之れーと価値を有ーにいたりー

くくしと思ふ事ハヤツプより パラ大に勃き殺しく其の戦争を用撃しくろ。
又パラ方にて一の奇なる術めて文隆を狂ふ度の後或ふ得をう初めて文と拡
そとするや各自の財産とをして込て其の多寡を較ぶるより、何ぞは其の多寡
の財産とをするとをして馬る莖驚とるすることる生ろ馬る低傾の財産ふう思し
ふ傾の財産と比較するとをして其の多寡を計ることを竹筒よ入れ得ら後ひ其の
個式の多我ふやふ ツヤと当すふめ自準油にそ揺くして文と前ふる安ヒンうるふ、
四氏ハ少ふて調演とふく実ひふ氏の 教 くふ得ふ後ふ移ふの多寡を示ふる個
叫と逸く又質問ふ考くられくふ 其 の二之を摘録す
(問)日本銀貨ハ通用ふれ(答)通せず、又西班牙銀貨ふ通用ふれ
四弗銀貨ふ通用ふれそハ当人ふ何の為ふ(問)如何ふ物ふ云ふ貨幣ふ
(答)日鳥ふ称ハ雷安い方称ふ云ふとをして 紫 銀 貨ハ雷安い如何ふ
の家屋ハ何(答)此の家屋ハ中ふ流通ふ
りて装飾もり、然とも若し後ふ移ふ行ふ大使ふらハ
則ち売ます(問)衣ハ何の油を用ふれ(答)
一体本邦人ふとハ蠻人ハ多年肉の物を食ふ
のふふ考ふ彼ハ実ふ等の臭穢ふる物を食ふ
彼等の食物よりも肉食ふて中ふる物を好ふ(問)米ハ幾年ふる(答)
米ハ少ふとも廿ふの物ふハ幾年ふる(答)サツプとパ
うとハ云ふ異ふて又日本語ふ訳ふる唯ふうとして同ふ「米」
とふのみ、日本語ふ同ふ畢

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

十三 文部省訓令

今般教育ニ関シ　勅語ヲ下タシ給ヒタルニ付其筋大小ノ訓示各一通ヲ交付スル条〻　聖意ノ在ル所ヲ体シ貫徹セシムヘシ

明治二十三年十月　文部大臣　芳川顯正

直轄學校

別紙

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世〻厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭謙己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

皇運を扶翼せし忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん

斯の道や、我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の倶に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らず、爾臣民と倶に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

訓示

謹て惟ふに、我が

天皇陛下深く臣民の教育に軫念し給ひ、嘗て勅語を下したまひ、顧正職と文部に奉じ、躬ら所信を行ふ事茲に数年、勅語の謄本を作り善く之を全国の学校に下し普く常に

聖意を奉体して所在意を留めて

学校の式日及其他便宜日時を定め生徒を会集して

勅語を奉読し旨意を加へて諄々諭告し生徒をして夙夜之を佩服する所あらしむべし

明治二十三年十月三十一日　文部大臣芳川顯正

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

訓示

謹テ惟フニ我カ

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シ曩ニ勅語ヲ下シタマヒ顧正職ト文部ニ奉シ躬ラ所信ヲ行フ事茲ニ数年勅語ノ謄本ヲ作リ普ク之ヲ全国ノ学校ニ下シ普ク常ニ

聖意ヲ奉体シテ所在意ヲ留メテ

学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ

勅語ヲ奉読シ旨意ヲ加ヘテ諄々諭告シ生徒ヲシテ夙夜之ヲ佩服スル所アラシムヘシ

大御心を注がせ給ひの段有難しと申すも畏し

教育に関する勅語

そもそも我が天皇陛下は教育に関する勅諭を文部大臣に下し玉ひたるは
啻にその隆古に稽へ広遠の宏謨を垂れ給ひしのみならず大山師の御臨幸を御延引の
つらもおかし後御尽気そ為めそたるに
後世陛下の御一つとも忽ち奇らすや
思召されて御病中とも厭はせ給はず新しく叡慮の程を示して教育の
方針を示し給ひ有り難き吾曹其の勅諭を拝読するに此の勅諭は主と
して教育の為に下させ玉ひしものなるを以て日本国民たるは
本国民の資格たるべからずそれは苟しも教育の職を執るものは文部大臣の訓示の
如く常に聖意を奉体して研磨薫陶の務を怠らず学校の式日其他便宜
日時を定めその徒を会集して勅語を奉読し且之が講習を為すことを加えて講習し終りて
気付く所あらしめざるべからざるべし
こゝに奉読して国体の資格を失はざるの心掛なかるべからざるべし

勅諭の冒頭に我が皇祖皇宗国を肇むること宏遠にして徳を樹つること深厚なり
我臣民克く忠に克く孝なる億兆心を一にして世々厥美を済せるは此れ我が
国体の精華にして教育の精神は国体を以て基本たらしめざるからず而して
我が国体は国民忠孝の大義を発揮するに於て存するものなること
両臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭謙己を持し博愛
衆に及し学を修め業を習ひ以て智能を啓発し徳器を成就し進て公益を

廣め世務を開き常に國憲を重じ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壌無窮の皇運を扶翼すべし
時ずは倫理綱常を紊り道徳を失ふさるもの
と平素は國法を蔑して國家の世難に當一事ある當つて國民が
國勇の義勇を振て公に殉ぜざるべからざるを示さも至ひしものにて一言以て
これを掩へば日本の教育は日本の歴史よりも國体を取て其の精神たら
しめ而して日本國民の資格を有せさるべからずといふの大御心たる艹の事語
に於て明かたりといふべし

顧ふに幕府時代に行はれたる儒教主義に專ら倫理綱常を主とし
依て艹の道徳を保たしめたるには裨益あるに
北固陋に陥り更に世務人事に益なきか故に學問といふは空理空論
は全く前日と反當にて專ら智識の一方に傾きけるにそれの
の如き弊を招て何ぞさるものとなり甚しきは父子兄弟の間も
朋友相欺くを喜ぶか如き輕薄の風となりて智識を主として
いたりて移る西洋の文化を知ると共に前日の弊を矯めたるに反し
て欧人を崇拜し西洋の事といへば何事もこれを信じ之を思ひ艹の
身は日本人なりながら心は西洋に降伏するが如き風を當世に
れと同時に政治上の議論より政府の理論を排斥して日本の國体を害
らさる議論を唱ふるものある程の事と成りて行きたりされど一時の
儒教主義を復して艹の弊を矯んともとより是亦所謂枉を矯て
直きに過る所ありて甚だ宜しからずして今日

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

ところでは断く西洋の事を知ること深きに其国民は必ず其国民の資格なかるべからざるを悟るものゝ如く教育の上には智育ある主義を以て其の精神とすることゝなりたるの外に従来当局大臣の更迭する度毎に其の方針に変動あるに至りしが如くと雖も大洋行航と大洋行航との間に於ては毫も変ずることなく其の方針を示すことゝ謂ふも可き事実なり

然るに言なきやたる父母と考ふる天皇陛下の教育に於ける勅語の如きは即ち倫理綱常の事を以て徳教主義とし我国体は臣民忠孝の大義を基礎とするものなれば見れ徳教主義を非すやたるものなれば見れ徳教主義を非すして国体を主義とする又徳教を道徳を保つに於ては智識の啓発に於ては智識主義を採らざるべからざるの論あるは智識主義一点に偏せる論者ならざるを得ざるものにして教育の方針漸く一定せんとするの好機会なりと謂ふも可なるべし

事物を無視するの人民を作り出すことを得べしと信ずるなり

教育に関しての事務を終て我国在来の教育は徳育を欠けりあるて智育を過重せりと称する迄ならず今日各国当時の見もありて頗る極端的の徳育にのみ甘んずるものなりと見よ富国を知るも、弱兵も智なり戦争商売皆な義礼譲を通ずる道徳人民の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

秋冷を訴ならんやとの説一般の輿論となりてより世の学風や法律経済等総工藝の一方のみ傾きて大甚しきは日本国と云て欧米の附庸国と七人と迄の観念を懐くものあり甚しきが如きは日本国あることを知らず日本人あるを知らず鏡に対ひては恥晴と髭の黒きと顧し膳を臨みては米の飯と香の物とを見て憤ずる輩追々せの中を現ほれ来りたれども或る向にては或は夢の如く或は熟寝の如く一日も我国の元気を損するものは文部の学制と儒教主義と書せなり速に撤廃の策を講ぜでは遂に救ふべからざるに至らんことを恐れが浸漸の久しきを経果を以て見ば今の教育の如きは一現今の弊風の変更を賛なく御一新らすべき唯行懸りの儘にて任せたるが如きを以て夜の御要安からすなど畏くも宸襟を悩し奉りしが此の程英俄に遷幸の後御

風気とを大変と為らせ玉ふの日侍従して山野徳理芳川文務の両大臣とともにさせたり両大臣いでそ宮内卿を伺候の由奏上ありけり侍従して此方へとの御上旨あり祇みて参りみるに御前には御一人にて御書斎とは違ひ御物置とは違ひ物置にて御書斎とは違ひ御物置とは違ひ物置にて御書斎とは違ひ御物置とは違ひ物置

注其の歿て捷ござるを見受けたり斯て又た大臣は直ちに電話もて夢
の教師方を招き同〳〵御言葉を賜はれる教授方も有難〳〵と申されて
之を寄る近年教育の方向の一定せずして或は右或は左と云ふ如く
甲乙なき今聖旨斯の如し我等の従ふべき方針既に一定す我等教育
に従事する者皆奮て此の聖旨を奉戴し以て
皇恩の万一にも報ゝ奉らんことを期せざるべからず
皆さん〳〵智育偏せず徳育偏せず随らず此の聖旨を敬奉して
のみ皇国臣民たるの性情を十分善成
なすべしと申されて、さて程なく天皇陛下は
は勿論なるべきも猶ほ諸の便宜あるとして数多校を美麗く仰劇一此の全国
の各学校へ配布し又右書の写しを申すにも及ばず頒与せらるゝとの都合なるようさ

小させの文芝たる人々猶本紙去る一日の第一欄に掲げ奉りし事話とを返して
聖旨の有難きを事の次第も之れあるものなり、
（去月三十日御発布の事話：今回幅売町三丁目法木石版所より美麗たる
石版摺とを一般発売せり）

教育法改良に関する独逸皇帝の演説

独逸皇帝教育会長として普仏戦士なる等中学校の教育
改良の件る度し此程回国教部省に於て特別会議を開設せらるゝ事
皇帝の演説せらるゝ教育法改良の意見を得たるを以て左に其要旨を掲述
せん
今日は尚将来の教育法と共に存すべきか将た当世の需用と適応す
べきものとを採用するあらんを討議すべく時機ろうと信ずる人々や世の術
を以て業をするの天下に充満して許多の独逸の如きい森々として許多の

高等学校を設置するとゝゝめくゝは劇世の通る風しみて苦るもの、めし宗のする者学校を独逸人をやとひて教師となし独逸語を以て独逸の書を研究すべきの順序を踏ましめ古典章を意を用ひ〳〵ことゝ以てまた有為の士を生ずる能はず此等の学校を設けて各社会と校争文きものて講究（求）しつゝあるか否やて之れあらさるべき是れ我天皇の勅を奉る尊ら独逸国統一の気を養ひ〳〵ことを得ず欲ルそ各学校は皇国の教育法を一変して古典教育を倫立の国本を養ひ〳〵て文の実化美ゝし許の改體はこれと保護維持せざるからすとの勅令を一号発揚やもるの多ゝ仕ことあるを以て之を廃ー逐ゝ今日の有様をえゝるに至れり蓋し博言学者は千八百七十年文訓導の途と得ざるより生徒の博識のみ是れ勉めて漫たゝ学の説を主用するのみ詩ゝみ而ーて之れを活用するの道すゝるこゝろを以て今日の如く多迷千る弊はさるあり、国域之内らしめたゝるゝ人或ハ朕を目ーて中等の学制を仇敵視千るものゝと許するもあらん然ルゝ朕は必ず実害を考察したるのみ而ーて古典教育を偏重するの弊は我中葉害と得む実ゝ此の如き学校ゝ於てはー切の学科を中古時るゝゝ〳〵羅甸語希臘語を以て教育の主義とせんこれと称し都て独逸語を以て実学の主義とせさるへからす史学の如きも亦無ゝ宜ゝ〳〵先つ自家の国ゝ就ゝ案ー然ゝ後博物隣ゝ通達すると可るゝ聯賞て中等校ゝ在りしは七年の後の学は人生ゝ学科ゝ於ゝ就ゝ自由ゝ選ふ事ゝ国学家の説を以て其の旨ゝ結ひ甘年ゝ至ゝ自由教育の主義ゝ基ゝ自由教育の主義は又これを実義ーたるものるかゝき今やサ世独逸人の学校ゝ於ゝ何故ゝ政治上の徳行

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

と謂ふ又何ぞ政府の干渉を拒絶して自由ならざるの甚しきやを考ふるに足れり獨逸帝國の創立に於ける哲學者フヒテ氏の如き又ヘーゲル氏の如き其の名聲の高き事項を若くに今日の哲學上の原則は之れを佛國の革命と同日に論ずべからざるなり又教育法を改良するの如きも亦政府に於て干渉せざるを得ず佛國に於ては政府の干渉甚だしくして生徒の自由を奪ふこと甚だしきを以て今日の教育法は之れを改良するの必要を感ずるに至れり英國の如きは政府の干渉を拒絶する

考之右様の形勢固より已むを得ざる事実の如くなれども其場合の多くして各人各家の名誉を汚すに至る事甚多し（二）一芽全科の学業あって此なるを在学せしめば之を改正の要ありと認めたる事（三）教育及学校の制度を改正するの（三）教科書を短縮し若くは伸縮するの（四）授業料を免ずるの如き

（十六）上裏

（十六）十月廿八日東京教育會加藤博士弘之演説大要

上略 先つ普通教育のことを論ずるには其大本ともやねばならぬ其大本というは人間の性質を矢張他の生物即ち動植物と一般なりと一体人間というは甚だ漠然たる話しなれども其身心を善と悪とを区別するの生物なれば遺伝と順応という二つの作用があって其身心を善と悪とに導くものなり然らば御承知の如く其祖先より来るものなりと雖ども其一旦世の中に生れ出でたる以上は順応ということを必要とするの場合を考えざるべからず而して此順応とは土地の寒暖高低乾湿大陸島国等に依り受ける所移って変る影響にして其結果千差万別なり、扨て此遺伝順応の二者は互に相俟って生物今の状態を生ずるものなるが故に今之れを一一此所にて解説するとはいかぬことなれども例えば身体健康なるものは父母より受けたる遺伝、加うるに土地と丁度心身の鍛錬を適ってる順応とを受けしまたは種

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

めて宜しいかと云う反対に云うものは極めて悪い、併しそう満足なる遺伝と順応とを受けたる極めて善いとのいない又之に反対したる極めて悪いとの礼儀あらし先つ種々雑多の遺伝順応相合したるものが、みな、なし此説を著しようとするとは彼のダーウヰン氏の進化説此二作用を綜ての生物る天関係を及ぼして居るとよう世と明らかにしまするに依れば彼の生物は互に生存の競争をなし其競争に遺伝と順応とを籍つて宜しいものが勝ちこうなって遺伝順応の悪るいものが負けるより即ち滅亡して仕舞あとよう人間之と均しく遺伝順応の結果として今日我輩かの生れ出て居るまでに到底仕方なけれと順応性人をして之を改悔し得ざるまでに至らしめ或は悪漢、都人士、貴族、中等

社会、下等社会等皆其生れ出でたる社会の境遇に依り自然其順応にも差違のあり、故に学校の先生より受くる所の教育は狭い意味の教育であるけれども、実際日常我輩を接する所の万事万物悉く之を教育とするも敢て差支えなきこと即ち教育よりも広く狭い意味と広い意味との二つありて狭い方が人力をもって施す順応とそして宜しい、此狭い方の教育は実る大切なるまにして今日此競争の激しい一方の順応許りを為すべき人民を養成するの教育し欠程大切なるは迚も及ばざる如く動もすると普通教育を最も大切なるものと思う傾きあるも甚だ宜しからず、元来普通教育とは人間普通の教育を施すの意味にして、専門教育とは専門の区別あり、普通教育を授くる所は小学校、中学校、大学校其他各種の専門学校を指すものと云うまでもなく、ずれ普通教育の方が大切かと云う事も迚ても

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

専門学校に於ても同じ事柄教師と
学生の関係に於ても其の感情の如何で其の成績の
異なるは勿論なり、もう一つ人間というものを狭く説明すれば
ただ智識を与うるだけの関係であってそこに
てくるというの、教育というものは決してそうでない、そこに
風格とか感化とかいうものが加わってくる、ここまで教育の
学理を研究して見ると、教育の方法でも教育の
ができる、故に学校の教育、二三年の教育、一二年の教育
る心と思うから遠く必要のものと、斯く教育
がこうとするには通常の考えでいかぬ、ここに教育の
教育とは知識を与えるの仕組を作ることという観念
困難なりというのみならず教育とは先生と学校とその教育とを通じて深い

なくてはならぬ、ヨシそれは生徒に対する愛情に適任の人を
と興味ある故、教育は実際ある興味ある
中に困難ありて是非教育していくらかでも困ってある
人の事を於て安全と満足することを欠くことは
世の校の生徒は多く社会の吸収と受けて居ること
なる訳の除るという如きもの、教育者でドンナ色を
その教育即ち校長の頭脳と変化してくるから一旦外の色うつくまれて
ることにかくてそれに教員の適任の人を得なくてはならぬ、
般のごとく新聞を読む位の人等は左程ならぬ
居らるるものゆえ今此等の諸君の澤山
居らるる諸君の責任素任より専門教育の教員より数倍重くして中々

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

忽ちに丈人からさるなり

デ先刻余、普通教育は人間と仕立つる所ろくろとんがそれでは手ぬ辞う足らぬ即ち普通教育、日本人と拵てる新にて所謂コスモポリタン（是は各の国こも届そてる人の義、世立ちそうとてそうて文字あれと実験さるるまでに）の様なものを当こも様に仕た、御国柄る日本人は日本人くてる特別の資格ありて各其国の特別る資格がありて各国風を保ち我、日本人は日本を愛する従事和先〳〵、所がるくてはるら処、支那、英、佛、米人も亦各其国の特別る資格ありて各国風を保ち我、日本人は日本を愛する従事和先より宜しい、日本のものであると書柄の善悪利害を問はず之を取り入れ西洋人くる事を

と仰るお一新かあつてから西洋のことでさへ人あれば何でも西洋のことであるかすまは総てよろまものと心得日本の言葉を英語まぜにたいなと思ふて人種も成丈け西洋人と変りてアイノことを拵にたいなと思ふて日本人いでそれ日本人種の性質を発揚せねばならぬとは解程分つる様なれと尚ほ其上西洋人の言ふとは男えもろ〳〵之を聴きサウいふあてとをせないもの、陳腐だとか笑ふ後れてるとかいふ様の風がある、ソコで余は此日本人の気性の専ら普通教育と仕立る様々たいと思ふが、そうふ処より見れば普通教育の事業は最も困難うて善、大切なるものたることも明瞭なるべし併し茲多年が諸の所の日本人を仕立るといふ談て昔の様夷説や神主こ義を唱る様なものとは大つ違つて訳もて丸で今の日本人の裏を唱る様なくて居る、又人間を仕立る幸所けて日本の国語を英語まやう、人種をアイノこに仕様との説も河違つて居る、故る事は頑固な

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

神主義ヤゴチヤゴチの人間仕方なく取扱ひて遂に其の日本人と仕事を共にするの教育を受けたる人は其程格別にして通婚の差支えなく人々は其責任を重く随分たやすく交際をするとの話し致しおるそうは是非の事（畢）

二十二年二月十八日 讀賣新聞 交際論

（十八）西洋人ト交際ヲ論ズル心得 松屋主人 上書 西洋人ト交際ヲ為ス之ヲ軽侮スル可カラズ

将又之と勇敢すべきか之と卑屈すべきか或は又之と師父視すべきか往時は我之を夷狄視して之と敵対するの如し今日の西洋人間之と夷狄視して彼の憫笑を買ふことあるも可し西洋人を師父視して彼の憫笑を買ふことあるも可し西洋人を師父視して之と敵対するの如きは反て

三浦安演説
政体説

影響すと雖も今日の急務は之を処するの道を講ずるの外なし政治家若くは人物と稱せらるゝ国民の仰望する所の人、西洋の学を修むると支那の学を修むるとの如きは固より問う所に非ず唯だ其の人物の如何を見て之を信用するや否やに在るのみ而して此の信用を得たる人物にして始めて国家の政治を料理するの任に当るを得べし然らば則ち日本と稱する国は斯くの如き人物の挙るや否やに在ること言を俟たざる所なり

十九 国家学会に於ける三浦安氏政体説 上野

三浦氏は先ず国家学会の設けあるに対して深く其の労を謝し而して後ち演説の題目を掲げて曰く今日の会合は国家学会の設けありて開かるゝ所なるを以て余は国家学会の為めに政体の事を論ぜんと欲するの一事なり政体と稱する事たるや甚だ広汎にして之を論ずるの道も亦た一ならず、我国も亦た宜しく其の早や晩やを問わず、立憲国たり、立憲君主政体たりとは世人一般の唱道する所にして誰れか之を然りと思わざるものあらんや、我国にして初めて立憲君主政体なる名稱を知りしは加藤博士の翻訳に係る各国立憲政体記事なるものを以て嚆矢とす、同書凡例中に立憲君主政体は民主政体なりとの論旨を掲げ以て国民又設して君民同治、君民並立なりといえども然らば憲法発布後の我国の政体は此の者等を以ての言

之を要するに各人の交際に関しては必要なる礼義を守ること勿論なりと雖も国と国との交際に於ては礼義の如何を問わず唯だ其の国の強弱如何に依りて其の交際に軽重を分別するの方法なるが故に吾等の如き一個人にして代表者たる資格を有せざる人、特別の学識あらざる者にして此の問題を講究するや論者をして如何ともする能わざるの事情あるを以て余は此の点に関しては深く論ずるを避けんと欲するの一事なり、我国も亦た憲法発布以来早や

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

君主政体と稱して不可なるごとくやといへるの意見を以てすれば其の立憲
ると見るなり、原来各国の憲法なるものは之を以て君主の権威と制限するものと
共にとし、日本の憲法は然らず所謂欽定憲法にして之を稱して君主立憲
権利を稱するなり又古来歴史を徴するに我国の帝王と雖も常に無限の権力と
有せられ玉ひて如何程式微しもものもありてもいまだ曾て其権力は全ほれたることも
西洋各国の君主の如き、大なる異なり所謂特権君主にして臣民の為に権
此臣民の為に権利を認められたるものなり、されば西洋各国は固有の立憲君主
政体なる名称を之と同意味に於て我国も同様なりとなすこと能はざるの甚だしきもの
ものとなすし、西洋各国も於て憲法を以て君主の権利と制限したる各種は
一と各国の憲法を引用するにも及ばず例へば英国の如きは白耳義の憲法七十八條に国王は憲法
に依て権利と與へられ都ての政権は国民より出づべきものと云及び葡萄牙
の憲法に国王と議会との別を置かざるまでも知らるべし葡萄牙の如きは立憲政体
王と議会一致の上定むるそはたゞ議会の協賛をいて之を定
むとあり其他逐一参照比較せばかゝる例證挙くるに暇あらざるものあるべし、而
ち我國の憲法は西洋諸國の憲法と大体を発てし細目の発てし異なるものあ
ること疑なきなり、然り国名稱を以て之を論ずるが如きは無意味なる事と思ふ
苟くも名稱のみて同からんとするの現れたれ
英国の如くせねばならぬとか、独逸の如くせざるべからずとか言葉を以て
し、憲法発布の際に於ても細目の発てし異なるものあるべきも、西洋諸國
の範例を取るは不可なるし、さりとて我が欽定憲法を以てその名
前は為めとするならば、大なる害を生ずべし
然るに忽ちその名を以て実を現はし以て

十月廿八日 於厚生館 維學會 福地源一郎氏演説之大要

政体と學問との関係

学者無くて、名ハ言ふ言ふ言ふ千人万人、名を以て実のに至ること彼の孔孟一派の學者が名と正さねばならぬとのは云ふまでもなく、實の設論中に心を數あれど、政事を務めては左程名を正すのことを言ふまでもなく、學者は單に政事を務る就て名実の區別あるしとえ アリストートル 時代より政の多種の分數法行なたりと雖ども、今我國の憲法はその種々を兼ね各國うちのは相違ることなく其本体は寸分も彼等と做ふて新るゆゑ多種まで殊て彼等を做ふて新るゆゑ多種ハ何と名けんとする中に、無らは何と名けんことも予輩も知ることしとはいへども予輩も知ることしとはいへども予輩も知ることしとはいへども

此題ハ當今の政事上に於ハトント関係なく全く學問上より政体學問の関係を論ずるものゝ如くにて本来政体と學問とハ関係あるやなきやハ古来より喋々し来りしことにて今更ら云ふまでもなきことなれども猶ほ一言せざるを得ざるの次第あり

一やゝもすれバ政体と學問とハ関係あるものゝ如く、実ハ旧幕の末路に當り全く其関係を絶ちたるものなるに拘ハらず今や之を強ひて其関係を尋ねんとするが如きハ其実蹟を考へざるの甚しきものなり

述の通因等種々あるべけれども余ハ當今の學問が全く其因原を旧幕の末路に取りたるものなるべしと信ずるなり

やゝもすれバ或ハ例の仮擬君子の輩ハ之を誹謗し或ハ自惚心ハあるものにして余ハ斯様に信じ居れバ異見のある人ハ遠慮なく新聞紙にても批評せられたし、扨て徳川幕府の末路に當りて幕府の主脳ハ嘉永の末年より政の行めに苦しむの事情ハ西洋諸国の使節の来りて開港を促すに際し幕府ハ之に応ずるの意なきにハあらざりしも、唯だ一大躊躇を起し先つ之を朝廷に奏上して勅許を得ざるべからずとの返答を與へ、扨て斯様な朝廷に奏上したりとて容易に勅許ハ得られまじきことハ幕府の人々ハ勿論、天下の人々も皆な之を知悉せるの事実なり

已に幕府主義に於て居る徳川幕府の政体を変革せんとするハ勿論、凡て事務を處置するに至當ハ恰も神様同然で時の政治ハ徳川老中若年寄等ハ勿論、大名、一万石、五万石も

残って居る、其一人乃二人ならん、所ゝ此等の人々は学校で教
はつて、子の如く通り行た、併し此の行届いた特り英国学校の人々のみならず
明治二十三年の今も諸君の中にもあらん又斯く申す余も矢張り是は行つ
た、序なり、而して英語の保護したる学校から学んで居る所の大学校も多くの人に
付立憲代議政体説を唱へ出し其事を破壊したるので此席も御当ての人に見受
る所三年前後の人々多き様なるがドウか御用捨を乞て政体と学問とは別物
なる、様な仕度、第一政体と政略とは別ものにて其一局別と混ぜざる様注意せね
はならぬ、政略は時と変るものにて是から議院の多数の主義と後にて何
時変更するか図るべからず政略で以て学問を左右する如きは実に言語道断の次第にて其事は数年前より今の新聞紙にも書いてある所なれば政体と学問と並行せんことを希望す、而して維新後で如何かといふと明治六年頃より同十年頃までの世間の議論は左でデモクラット即ち民主主義の議論許りが是の矢張今以て後外交の開けるに随ひ英語でなくては済ぬといふ様な故現今十五六才の洋学者は皆和学者より英学を修むると、英学を読んだ人は御承知ならん亜米利加と英吉利とは同一の話なりと何方が学ぶに容易であらのか、どうも亜米利加の本を読みぬくて加ふるに教師も英人の傲慢なるに引替へ米人は温厚まて信切なりしかば教師も断次米人を雇入るやうが多くなりソコナするからして民主主義と唱ふる様になるやうたると云ふ事多の政治家であつて、矢張是も幕末の役人の共学問と同一原因ならんと思はるゝ、併し

今や国会を開設せられ万機の事務と共に大に改革し遠からず十分結構なる
政体と共に学問も亦一層の隆盛を致すこと疑なしと雖ども余八日本の為めを
思ひ(立憲)の国となるに付ては余八日本の為めを
政体と共に学問も亦一層の隆盛を致すこと疑なしと雖ども余八日本の為めを
思ひ(立憲)の国となるに付ては余八日本の為めを

森本氏建議(二一)奈良県大和国宇智郡南宇智村の番戸藤吉氏(之も亦藤吉氏)
書面を以て帝国議会を建議し来る
謹て書す貴族院(衆議院)議院諸賢の棚下に奉る久生安らかに国家の大事を
議場に於ける国利を主に由て振興すべく民福を増進せしめ
盛運を画し遇す又何の憂慮する所のものあらんや共に務めざるべからず
利る所益々熾んならんことを欲せり此時に生を享けて之に当らしめず今
や野に在て国事に参与し新たに公議を興し諸賢と共に
議場に於ける国利を主に由て振興すべく民福を増進せしめ
盛運を画し遇す又何の憂慮する所のものあらんや共に務めざるべからず

しきまゝ捨置くこと能ざるを以て一応の微衷を陳て建議を奉る今や国家の
無くしめる実を挙んことを望むと雖ども先貧を施し次に教を施し
納をも少許の節倹を挙て之を別紙の如く目論見書を以て
貯蓄の実を挙んことを望むと雖ども先貧を施し次に教を施し
納をも少許の節倹を挙て之を別紙の如く目論見書を以て

諸款を第一款(風俗一定に関する件九条)
一 暦ハ一定遵奉せられたきこと 二 礼法を一定せられたきこと
三 男女断髪の制を一定せられたきこと 四 歯制を一定せられたきこと
五 帽ハ一定の制をこうむりたきこと 六 衣服を一定の制を立られたきこと
七 儀式に関する企望 八 漸次定まるの制
九 漸次定まるの制 十 葬儀及祭典を一定せられたきこと

同第二款(公同民社ノ件)(森氏目下計画中)
同第三款(一般税に関する件)第三章

一 証券印紙廃せらるゝこと ㈡ 訴訟印紙廃せらるゝこと
同第四類（官ら書ろん企望の件 五章）
一 官吏の俸給表と外国品と替らるゝこと ㈡ 官衙と外国品と替らるゝこと ㈢ 官衙の構造と貿売家くせらるゝこと ㈣ 転宅を容易うし一年俸と替らるゝこと
執務時刻を長くせらるゝこと
同第五類（兵事ろ類ろん件 二章）
一 国民皆兵の実ろと挙げらるゝこと ㈡ 常備の歩兵と廃せらるゝこと ㈢ 士官下士の数を減ずることと各地ら平均ら按排せらるゝこと
同第六類（教育ろ類ろん件 二章）
一 全国学校教授は兵学と兼備せしむる制をとらるゝこと ㈡ 全国学校
生徒は一層兵事と熟せしむる方法と設けらるゝこと ㈢ 貧民の子弟と雑ゝ

必ら子ら学ぶべき法則と定めらるゝこと
同第七類（族籍ろ類ろん件 二章）
一 爵位の進退法を定めらるゝこと ㈡ 華族士族の名称と廃せらるゝこと
同第八類（法律ろ類ろん件 四章）
一 死刑と挙ぐること千嶋の両条と従事せしめらるゝこと ㈡ 悪漢乃懲情の食を千島に遂ろん法と設けらるゝこと ㈢ 外国ら事犯人取扱規則制定せらるゝこと
一 利息制限法と設けらるゝこと
（以上第八類ろ事件一項毎ろ細少ろ設置とあること略ス）

大ニ洲学舎塾 ㈠ 自国の方法と則ろ典は自国の歴史ろる郷 ㈡ 字説長文上聡 ㈢ 将来国と吾国とは国体が全ろ異ろ故吾が国将来の
最も務めろる一種特別の忠愛教育乃ち愛郷愛国主義の後と叫めろるあり

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

二十五年前
二十一

國ハ信義
以テ立ツ

と云ふ君よろしく歩して有るべしと云ふ寸法にも
ろ人、尚申すならば支那などは君臣は義と云ふて合ふと申して義分は
相離るゝを知則と云ふて我國の君臣は義分は
ばそれ程の事はなくてもよいのでありますやう
(二三)人民用語の數　古の言語學者は三萬乃至四萬語
位ゐて通常の知識と云ふものは六千乃至三四千語と見
三万語迄とすると云ふ事が西國の言語學者の言ふ所
それと無論ながら左の如く算定して學者問の問題に供したし
農夫七千語　天一万語　紳士一万語　大學卒業生　二万五千語
(二四)國ハ信義ヲ以テ立ツ　信義を以て立つ信義の重に依て國交
なりと云ふて或ハ強國の力と藉り弱國を征服するが如き不信義の快文
ろうて之を收むる所の手段は略解
ぶ所あらうと知る　自國の有ると知らずとは云ふ事
(三)かゝる所等の事をなさゞるを敢て仰文吾國の
とゝもなき故か　ものか故ぅ　不仔細ぅ云ふ
(四)例ハ舊國主を反きて獨立の國主となるを
して國家を治むる者も、君業を紊し民を残ふ人が多く國と奮つゝ
ゝる事ハ古郡の歴史の典ゝ多く　閑關以來君臣の名定まりて臣

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

ることは果たせる其の弊害の底止する所を知らずして茅の小愉快はほの大難

とう結局其國滅亡に終るものとうし（大八、八、六朝日新聞）

明治廿五年十月廿一日朝日新聞 二十五 ボアソナード氏の法典論を評す（六）氏は帝國の國俗を度外に置き下

吾輩は素て民法の修正を論じて民法の完全なる最も本邦の習俗を破壊し社會道義の本源を滅亡することを唱行するに非ず而して法學士の意見と貴族院の議論とは此點に於ては全く一致すと雖も民法とは攻撃するものは決して第一首席の論點とするに至らざるべし氏亦之に對して一辭の辨疏をなすを望むと欲して能はざる乎將た帝國の習俗と解せざるや其攻撃の修正と誤解せらるゝ乎請ふ試

再說せん

本邦に於ける家族は神聖なる祖先の姓氏と血統と紀念と遺訓と事業とを結合したる親族の團體なり其一國の財產に對する權利の如きは家督相續人專有のものとして敢て喪失せざるは亦子孫の義務たりと雖も遺產は總て相續人の一成分たるのみにて其家族たるの資格は家督相續人と雖も之を剝奪するを得ず而して家督は必ずしも親族的團結なるを以て其人を擇ぶの自由を有せざるべからず而して民法財產取得編第二百六十四條は系譜、世襲財產、祭具、墓地、及び當標の家督權の特權と總稱するを定めて而も之を保持するの子孫の義務なることを

其他一詰の之を規定するあらば、他の普通の數事の如く專ら之を其本人の一存とに任せ、任意之を棄てゝ是れ獨り規定を有するの綿章、固俗の稍弛る隆のみならず、主倫の紊るゝ基ともなるべし、教育の義務を之を其家長に負はしめたるは、實に其家名に對して尊主の義務と依るものの外人と全く制約するとゝ頗細とゝの字本邦の俗、別戸は必ず戸主の許諾とに依てやるべからず、家族の婚姻する時の同意と得ると要す而して新民法は其人事編第二百七十四條に於て

家族が獨立して一家を成すトキハ本籍ヲ定ムル地の身分取扱吏其者ヨリ申述シテ住所ヲ設立スルコトヲ得

と規定して相續の義務ある長子と雖も戸主の意存を以て任意の別戸し得ることを規定しるのみるらず、戸主二百五十條に於ては

指定家督相續人ナキ非ラサル家族名男子ハ戸主ノ許諾ヲ得テ婚姻ヲ爲シ一家ヲ新立スル時ハ一家ヲ新立ス

と規定して一向戸主の許諾のみ婚姻を商法と認め一向此婚姻の結果として其の意志に依る物らざる別戸を制令しるの是れ或ハ我故俗を存する高尚のなるまゝを制法としたるの意なるべし知るべからずと雖も動ともすれば家族の惰性の行あるとを常に戸主の許諾を強行するの制裁として之を法律上其家族の倫序と幸福とを害するものに非ず今や無之ても適法なりあるものに非ず今や無之ても差支なきの筆を高立家族の倫規なるや疑を容れざるや勿論なり然るに第二百七十四條の精神とて家の長たる戸主の和像の如何に拘はらず隨意とて別戸することを得、從て其の和像の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

梯利義務を失墜するが如き當國俗を要するものの甚しきを以て
猶之を採用するの
本邦の俗、同姓一家仇讐綿々嫡家と庶子と
絶たざるを利とし本支の手繋に於ては
る親疎なるものとえり而して此制は東
い血脈の親疎有にるを以て
族も單に
族もう疎らしめたり新民法は乃ち之を
の親疎と定め別戸して之れは本家分家は民事上親族たる
と失はずとも他の多くには夫婦の父、兄弟姉妹のみ
て區別する所
所謂親族と姻族
するのみとする新民法は單に婚姻
過ぎるの法文となせり是れ亦變更の趨著なるもの而してボ氏は於之を
頃細のふ
あするにボ氏の帝國の習俗に於ける一に適應する所
りて其要素を確認することと將た女子の能く
する許すや、是れ於て乎漫無主見
ることふとする根據して明確の制法を立つるの自信なく
のふ變更するものなることと異ならず當時
する其價値亦知るべきのみ

○ボアソナート氏の佛典論を評(七)　氏ハ
ボ氏の帝國の國法を學び將た其國俗を
護するを務むるに於て其を得ざること

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

社会の民法と生み、憲法の社会と称するも
の等、各々その国体、歴史の相違より
来る所、決して民法には国体を
含うもの中、英、仏、伊、白の典型あり、日耳曼族の法律は英、
米、猶一の種類あり、本来全く社会を組織の異同より来る所
ゴヅラヴォニック二族の民法なる露西亜の現行法の三系
統判然別異なりとし而して日本国有の習俗なども
の法つ三者若くは両方の手を取る如きやは議論の問うる
氏当を究めて然る後ならざるし
民るの手繋い祭て新属の関係と
曼系統に近きは当然の一般の論理所、権利の観念に至ては罪悪
そとろて天の各人自ら主張する利益という
の賠償にて権利の侵害と認めるに至るとするも
義上の制裁と為すこと等の差別とある而して日本の権利思想は将
た、既れが仏蘭西義という如く分
の精髄、而して当各箇各々其処を
手繋る歟否やは且つ彼国族の観念を以て
るは君臣父子の間等道義上の関係
国の権勢すべき原則と為す者と民法を甄別すべき
の文化と有て我の文明と綿々新て日耳曼族民法の
めるべらず。
正当に成立すべき徳義上の手繋いに
る道徳界の秩序と保つ定まるものと手
の賠償にて権利の侵害と認めるに至るとするも
義上の制裁と為すこと等の差別とある而して日本の権利思想は将
た、既れが仏蘭西義という如く分
の精髄、而して当各箇各々其処を
手繋る歟否やは且つ彼国族の観念を以て
るは君臣父子の間等道義上の関係
国の権勢すべき原則と為す者と民法を甄別すべき
の文化と有て我の文明と綿々新て日耳曼族民法の
めるべらず。
ボ氏行若そ一に仏民法と全然と係として而も其一二の

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

修改を加えて稿して新を法は佛國民法[illegible]と
と負すは木を稼ぐに竹を以てし文華等の勢く青くたること
しくとるを弱く知らず必刻の河、竹華花にて稼ぎ
さるをボ氏豈此愚でなきや
抑もボ氏の學、佛國民法の修巧を資けて
法理の開達なるを獨り比較研究に依り
追化する所多きの研究に依りて
ることを得べくして
るの旅し完めて許す也ボ氏畢生の精力
民法の各編を通じては一も見るべきも
とを以て其著民法草案の序論のみ
延喜後の花美をとるのみ

東邦協會の講談　一名二十一年の芝公園の水亭にて「人種言語及宗教」の
講談を開きて講士は井上文學博士にて「人種言語及宗教」の
本の位置を論ず」という題を掲げ滔々二時間餘り陳述せり、其要旨
は日本の人種に就きては種々の説あり蒙古種。セミチック。ズメール、カツカデー。
馬来蝦夷、北部亞蒙古種。蒙古の雑種の説真実る近
しその證を擧げんに先ず種を研究するにあるは第一言語々脈なるか
日本の語脈はセミチック種に、却ってる馬来種
アリアン人種に影響り却てアリアン人種たる知
られずして東邦と稱す其教理は佛遠るよりて我邦の如
けたる利益勘からざれど其の説く所は毒ら厭世的る傾き易く耶蘇教の如
社會の進歩に伴ふことを知らざれば佛教は到底一大改良を要するにあらざれ

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

は早晩自滅を免れざるべし、文化我美術に文学上に将た物質
易き性質の如き弱点あらざれば此を以て容易に利戒めつゝ満足すべか
らず又日本人種は古来深遠の佛教を解し支那の哲学に
富める学理に通じて理解力に欠乏なきは従来の経験にて明瞭なり此他、
名誉を重んずる癖、潔癖、社交細緻の如き皆西洋人種と競争の場合に
於て卑屈すべき弱点なきは勿論の事にて欧洲の強大なる人種と雖ども
殊に我国と交際上に於ては必ずしも従等しく得べきものと
と和一得べきものあらず、此区別を知らずして日本は已に列国の中にて欧洲と
一体を成すものと誤認の最も甚しきものなり、今の時勢
ては成るべく生存競争外部の急激なる刺激を避け（此避け得らるゝことはダ
ーウヰン氏と若干の例を示せり）徐々と社会の進歩と謀りて国家を挙同
るの第を取るべし而して右の如く完全なる悪しきは素より
基本を置き厳かに書き改め「悪魔の餐宴」と曰れば彼国人にして
学者有名人の姓名を誇るものあるときは駐在の上
お雇をうけて官吏に帰一再読を読み得ざるものは
私の話は男子聴衆にして唱者にあらず

㊀歴代年代、年數及氣候考

我邦にては古来四十年毎に一度は必ず天災饑饉あることは古人の説ける所にて、年来米價非常に騰貴し、部下細民困難に及べるも、ハ穀類ハ最早豊登し、菜果と食して凌ぎ、土民の極度に至りしことの其惨状想ひ遣るべしされハ十六字の靈安以前の如し

三代實録に、宮米と雖ども民の貧苦を救ふことを載せり　貞觀九年四月辛卯東西始置常平所出官米而糶之米一升直新銭八文、京邑之人来買如雲、是時穀價躍貴、由是官糶う以救俗敝焉とあり

鴨長明方丈記に、安徳天皇養和年間の頃二年の間世の中飢饉或は春夏旱或は秋冬大風大水祈るからぬ事とも打續き五穀悉く稔ず多く餓道の巡て群集し秋

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

悲の声耳に満り斯て飢死するものおよそ知れず其
数を盡し世界に満ち〳〵目もあてられぬ事多かりし
事ども見てこれるかりしとあり」

太平記に元亨元年夏天旱此年饑疫交至と記し
玄倫應仁記に弘治三年五月廿三日より八月九日まで天下大旱魃今年一
両ところ米五斗を交易す前代未聞のまゝ飢死するもの多し上より米銭を下さる
宮〻氷十九年三月より七月に至り天下大饑饉 死するもの多し上より米銭を下さる
元八年日寛文九年京都饑饉 七年目延寶四年大饑饉に各倉廩を開きて米銭を
下さる、此一年目元禄十二年八月夜大風水を拔き家を倒す関東饑饉ス 一両ニ
米七斗是より連年不作米價騰る 全十三辰年両ニ米六斗 同廿巳年両ニ
に減ス 全二酉年冬ヨリ関東饑饉途ニ餓死多し、江戸ニそれ家毎ニ一人ニ付米一合宛

粥の施行あり故ニ餓人なし、全十五年春ニ至り漸
二の改元あり享保元年) 麻疹流行一ヶ月の中に江戸の町〻にて死するもの凡八万人
いるひ棺を得る家にそれ迄の三分ニ一ニ減ずと云ふ 棺を求めて亡骸を寺院へ送るもの甚
しきに到りては菰を以て包み或は戸板ニ乗せ往来の人に舁せ行ふ 公廨ニ訴へ出
ざる者は其儘にて打捨置くもの多し 四月の後悪疫漸く息ひ 回向の後施餓鬼を修し
品川伊皿子流し棺を置き 回向院ニ於て茶毘所に送り火葬ニ付ス 一ヶ所ニ積重ね十ヶ所の中にては火をかけるとも
ら〻事ニ及ばず 棺桶の数限りなく積重ねたるに依て焼人の上に焼人を積重ねて焼
歟の如きもまゝあり 毎日数百を送ニ経過するといふ 貧民のそ
の後悪疫とり〳〵ニ行ふ共其数を盡さず 公廨ニ訴へ出
ざる者は其儘にて打捨置くもの多し 四月の後悪疫漸く息ひ 回向の後施餓鬼を修し
品川伊皿子流し棺を置き 回向院ニ於て茶毘所に送り火葬ニ付ス 一ヶ所ニ積重ね十ヶ所の中にては火をかけるとも
ら〻事ニ及ばず 棺桶の数限りなく積重ねたるに依て焼人の上に焼人を積重ねて焼
歟の如きもまゝあり 毎日数百を送ニ経過するといふ 貧民のそ
て斃る 四五丁年正月米を石廿日とする 寒さ強く暗気にて梅 山茶花咲出つ 正月
二日雪三四寸降 四日暁丸青山原宿より出火 小石川伝通院焼失 廿四日昼九日 霙雪五

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

寛永五月中旬より六月廿日迄雨降続き其間止むと雖も
ごくの小雨にて二三寸溜りし迄の事にて稲も
植る事ならず長七年信濃にも稀なる大水
大久保三年疫邪流行 今三年諸国大風 今六年 東国洪水 全七年 畿内洪水天明元
丑年関東地方此節御用金流行 陽から
ぶし 九年自今三年まで豊年并徳を以
気強く 其年より給米さら子給の事 同七月砂降りの雨降り信州浅間山焼出し
人畜死す事数を知らず 慶安二年晴天、一日もろく二日丑寅より大風吹る事三
日昼晩ろく雨降徳を以此凌けり 自知より九月迄
り同六年作徳譬ば三七年毎年多く穫り一石を三両
大旱と全国一般の事 堺、平野、那山、宮、伏見
等の家屋六千戸焼 江戸五月廿日 御蔵相撲 筆舌に尽し難し
一両日夜を分ず 或ハ三昼夜 同夜市中
行者も知らず 死人体り 数千人迄の
夢物語、伊勢、小倉、深川、浅草蔵前、山の手、俗通庵前、中通町、日本橋通、
山伏町、市ヶ谷と限る大小家屋高敷る新一夜の内
迄にて存の外 全焼 と雖ら新歌の声せて雲し者 根(ねうば)
破ら其内に飛入積置所の米穀 引出し 仮屋
并屋敷より出火 神夜共 云 百万 数(かず)
にて手にも不及 大変 或ハ 柏の葉を
手にも不及 大変 或ハ 柏の葉を
焼木柱数にて当年まより山伏町迄、大小家屋一軒も不残 焼
魚屋一軒も不残 此惨事平常心 我慢して正路の者

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

凡そ南ハ新橋より南東ハ左ハ川崎迄焼る二月両国より七汐ハ弁ニ百六汐ハ弁に焼る留
六汐年亥る廿七日六汐ハ年九月六汐ハ年又七汐ハ弁ニ年る焼る八月二日十五日大風米価俄
に騰る白米百文ニ付五合九夕七月但馬南幡大荒あり大水後ハ必ず大荒ある由古老の
云ふ其例従ハ明和九年大水後八月九日大荒、亥ハ稼明和文政亦雨ハ続ふ十一月十九日
夜雷鳴雨多しその外し全十三度年冬ハ(云)より今春まで雷ハ二日ハ稀雨八月霰雨新ら
雷ハ到三月廿九日暴風雨大ニ峯線稲ハ倒る雪降事ハ稀ニ積る事ハ多し船苗
ハ二尺ハ積る二月比ハ信濃の最寒き毎日最高八度ハ氷ハ解ず時鳥時候ハ先ニ鳴ハ
ハ焼入る七月二日ハ京都大地震天保二卯年迄ハ弁年迄ハ地震ハ十月廿九日大風雨ハ稀ニ
ハ冷気ハ大寒の如し実年ハ雪ハ降ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正
月十二月暁気ハ二月の如し翌ニ十三日大風全十四日時鳥時候ハ先ニ鳴ハ
ハ雪降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正月十二月迄雪ハ一寸ハ積ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正
ハ雪降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正月十二月迄雪ハ一寸ハ積ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正

実明外展
山羊ヨリ
五十年

ハ二千人ハ余ハ七月十七日大風雨ニ夜止ま雪ハ二尺ハ積ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正
リ是ハ前大南風吹ハ北風ハ吹ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正候追々ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正
偃一ハ騰貴ハ二ハ弁ハ疫死ハ者ハ数ハ知ハ難ハ吹ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正
吹ハ雪ハ降事ハ稀ニ積ハ氷ハ全ク年正

民話腹七ツと云（完）

（丑）明治十二年十月七日仙臺通信回覧

（参り商況）

米一向ろく目下玄米一石七円、白米一升八銭ろく売手人ほの着しかも
つて此近の景況ゆえ一石十二円半銭位ならんと云ふ一方
困窮の状を呈して其原因は昨年秋冬兼ての職業且つ不景気の為め仕入
鐚金まで他へ入込又は春早々駄遣等皆
吟味した積りでも中々去らず又こゝ沢様大流
行にて多分の物入れ表の如く裏もかくさゞるべし

キニン

虎列刺病説

（寅）醫学士會通俗醫學術講談會ニ於テ緒方醫學士「虎列刺病用心」演説

諸君私ハ目下ノ心配ナル虎列刺病ニ付テ今夜ハ少シ御話ヲ致シマス
ト云ノ事デアリマスガ看護ヤ豫防ヲ爲スニ當テモ如キ事ハアラン候シ尚詳君ニ注意
ノ上モ注意ヲ怠ラヌ事ト望ムノ外ハナイ私ハ虎
列剌病ノ豫防ト區別シテ二部ニ分チ第一ヲ衆的ノ豫防第二ヲ各人的ノ
豫防ト云フ事ニシテ今夜ハ各人的ノ豫防ニツキテ
說キテ諸君ノ家族ヲ始メ又ハ一体ニ虎列剌病ヲ免レ
ニツルヤウニト云フ事ニ御座ル扨虎列剌病ト云フ病ハ大ニ二便
ニ出ルト云フ事ニ御座ル人ノ腸胃中ニ宿リ外体ニ出ル時ハ大ニ二便
ニ出テ最モ不潔ナル所ヲ不潔ニシテ不潔ナル人ニ依テ其ノ数ヲ
不潔ニシテ不潔ナル人ハ虎列剌病ノ畑トナル我日本ニテ是迄虎列剌
病ノ流行セシ有様ハ如何ナルモノニテアリシカ其ノ経験ニ就テ考ヘルニ

二三年引續て流行し其間に小一年間流行せざりしも其
とき又同の流行にて前の流行せしより又二年ばかり
コレうの種子よりまうし故なることの二條ゟ有て十分に研究せざるとて得ざ若し
万一にも西洋より来るのであるく日本にて発生せしコレラ病菌と謂
はれても致方なきなり次ゟ虎列刺病の始めて流行せしハ長崎にて嘉永十年の頃
日比谷にてコレラ病ゟ罹りし者七千九百五十人ありて此内死亡者七千九百人ありて
其の近くハ本所、松山寺にも流行しより明治十八年に至る長崎にて該病の流行しハ
全く英船より輸入せしと云ふ此ゟ該病ゟ罹り当千八百七十九年ゟ二千人ありて
同じ年にコレラ病ゟ罹りし者七千四百二十人ありて内死亡者十人其内死亡せし人員ハ二千
秋田にて虎列刺病ゟ罹りて患者廿数ハ廿九万六千四百十人ありて内死亡者ハ二千
五万六千三百六十一人ありしと東京の人員ゟ比較せれハ甚だ多人数の割合

とハ身の毛のよだつ話ありすや而して該病の再ひ流行するまでハ
凡そ六七年ゟ経過するものゝ如くなるも其年ハコレラ病の種子ハ外国ゟ来るにあら
ないと云事ハ明らかなり乍去本年長崎へ流行せるコレラ病ハ何国ゟ来りしとの
ことハ未だ詳ならず三の通報ありしと雖ゟ其の種子ハ外国ゟ来りしものゝ如く
解釈する歟ゟハ神戸、大阪、横浜、東京の如き繁劇なる場所ゟ始めとして
東京ゟ大阪ゟ其他の土地ハ人民輸送の土地ゟ伝播されハ延て全国ゟ蔓延するに
至るハ勿論なり随ゟ其途ゟ防ぐ公衆各人の注意に由り随ゟ其途ゟ防ぐあらん
ことハ必ず若し疎忽ゟ怠るときハ大変ゟ招くハ勿論なり
ま多き者ハ他の情死如く服薬して死するゟ者と違ひコレラ病にて死
害ゟ受けるゟ知れず公衆ゟ為ゟ実ゟ気ゟ毒ゟ病ゟ今年ハコレラ病の為
ゟ実ゟ云ふべきインフルエンザの流行あり且其他下痢者多く若しくハ不幸ゟ

病流行されい親疫の
うと知るへからそ
得す全体コレラ病
故何人と雖とも虎列刺病と除く方法
刺病かめるる故る傷寒
刺病に一種下痢
即ちコンニチハ」の如き微少
る為て西洋
羅られ事あり又中濱君も同
あるコレラの人身と接
ル處そ其髪の毛の実る澤山
入ること
ろる山香むとさハ
ろれも前まる如く該病毒ハ
る掃除あるとき幾分
に身中まる或ハ井戸
りる水を以て
急激、シャカタラ芋、菓物、特る甘瓜
養分そるものるれそ今
也諸国そも千八百二十年
あるたし一度も流行
入る事ハなく
生まぬまのるもしるら我
て澤山香むとさハ
ろれも前まる如く該病毒ハ
る掃除あるとき幾分
に身中まる或ハ井戸
りる水を以て
急激、シャカタラ芋、菓物、特る甘瓜
養分そるものるれそ今
也諸国そも千八百二十年
あるたし一度も流行

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

コレラ病の這入りて流行せる美濃の彼岸で初めて纏山にて
流行せんとする時東西の経験より初て病かるる事上州伊香保の主人より承
まりて其病の座敷に寝臥し虎列剌の
のみを以て溶みて飲泉ある土地の傍を
の際知覚正しくして生活せられ損ずる
若くは新合するものあり流行するの
とくし無くるら多人多飲まるる悪
くべく消化し易き物を食しサーにても無しよと
めるべき方宜しく此病を虎列剌病を
を催すあり酒に常に飲む人に可なる
杯の強い酒を飲むとすれば飲むと下痢を催すとよろしくて悪し薬ありし水
薬水無暗る者水のめとうとも牛乳と一旦湯めて飲み水と総て煮たる
を飲むと又緊めるを用きて「エンサニ」を入れて飲むべし「エンサニ」は虎列剌病
毒を殺すに宜しきものそうの「ラムネ」等に宜敷又今病の高く熱
る時分くし氷水と云ふくし氷水は流行の際に於るべく呑まぬ事中
氷水と云ふくし気分に宜きも腸胃を損ずる故「カタル」と称し製氷水中に水を投じ
ある故「カタル」と称し製氷水中に水を投じ
から水を呑んでから安心をして油断しているらぬるべく寝る
服を当る様「つうじる」の服薬とするも且つ書間は家屋を戸締よと唯
気と入れ屋子と清潔と掃除とするべしなれば虎列剌病の自ら去るも
ぬるに至らぬ様注意まれ而のごとく只其病行の際は芝居寄
席杯の人の雑踏するが如く行くからず又人

の矣考定る述しのろう綿ま誌て一言まる。我日本に上水下水の西氏暑て又雲る
一まろう下水上水の設ふとる一全国一般清潔とるらは如何る猛烈のコレラ
と雖も猖ろこと是ら決之と聞へバ恰も火事の如くる大火と雖も煙花石の
健全るる家を住居するときハ火事の為に焼失もそして安心て居ら今まハ出来ると
同様ろう事柄ろれバ上水下水の設ま等と出てすこのまるれハ家ろきくまさ
事出来ろう云て

卯 コレラ発病者の多ろを一時共一日毒届る来そ各郡と長臨今後と雨られしまそ昨
の記載しろる四年秋中の暑ハ実領ろらんと思ほるく作ハ各郡区内にコレラ発病のなハ
従来衛生官ら当県の上患者ハ速病院と送了兵定ハ清毒法と行ひ其伝染復て撃撲ろる新
ろ施行ろこと知ろうし然ろ今ハ主任診断のえ処ことハて辞へ病院と送了或ハ自宅療養ろと
ろる手続てコレラ患者ハ主任審査二一任し且つ郡区内ろ強め得合と設け避病院設置
のものと建設し衛生の更ハ歩新ろ看護婦ハ第一コレラ発生の報ハ事件ろ当県
して自宅療養ろ患者ハ速ろ病院と送ろて「速く避病院と送るハ
施ろ患者と称ろる患者ハ歩所ろ送ろ「速く避病院と送るハ
毒法と速ろ施行セ一ものろ事ろり、郡区長警察ハ衛生ろ為ろ
今後とハ一層ろ注意ろくてハろるの我ろ像ろうと同
士耳其軍艦エルドグロール号ハ去ろ十八日一名のコレラ患者発生セ一以来引続き
辰 五名ノ患者有りしそろて一昨廿一日長崎ハ
ろろの消毒法と行ひ石炭気ろ注
ろろ
と気ろく新ろ患者と発そる日ハ十名ろ
三時ろて神ハ行ろ
患者ろ発セ依ろ中毒ろ
患者ろ

己 校房硬泊ノ狀ヲ呈ス　　ラい土耳其紀一名ヲ有ラ生テ

指腐シテ之ヲ過ヤリ

ラテイルフルエンサ病

性

已 流行病感冒症ハ體溫四十度内外ニ昇リ鼻喉腦膜及肺膜ニ加多兒卷

シ安寧昏睡等ノ症狀アリ概シテ經過ハ一週内ヲ出ヅルモノ多人ト稱ス云

ラ七日

午 夏日飲料　醫科大學教師ドクトルベルツ氏ノ夏日飲料ト題シテ大凡本稿

立衛生會ヘ寄送セラレタル論文ヲ左ノ如シ

外國人ノ未ダ日本ニ來ラザリシ以前ニ在テハ熱病ニ罹ル時ハ概ネ冷水ヲ飲用セザルヲ以テ一口ヲ啜ルノミヲ通常飲料トシ此法則ヲ行ヒシ人ハ實ニ賢人ト稱スヘシ現今吾人學者ノ眼ヨリモ大ニ警戒ニ値スル者ニシテ蓋シ水中ニ存在セル有害ノバクテリヤ」ハ煮沸ヲ經テ始メテ清潔無害ノ飲用水ニ變ジ注意セザレバ忽チ國ニ發テハ佛騰シタル湯ヲ飲用シタルガ爲ノ傳染病ノ災禍ヲ免レシテ蓋シ鮮少ならざるべし就中井、地水ノ深カラザル大市街ニ於テ殊ニ其然ルコト實ニ然リ

水ヲ飲用スルノミナラス又氷ヲ慣ラシ用ユルニ至テハ全ク異ナルニ至リ即チ近來ハ冷

冷水飲用ノ可ナルハ其惡キ井戸ヨリ得ル者ニ非ルヲ以テ可ナリ舍ノ取テ非難スヘキ但其

舍ノ取ル所ヲ知テ之ヲ避ケ近來飲用水ニ測シ恐ヲ懷ヲ甚シキニ至テハ

患ヲルモノアルカ如シ其一例ヲ擧ケンニ舍ノ表ハル或ル所ノ井水ハ有害ナリ

ト認メラレタレドモ數年之ヲ飲用シ之ヲ煮テ飲用スルヲ以テ其ノ害ヲ免ルヽヲ得ルコトアリ

ルトキハ其ノ飲用ハ危險ノ程度ヲ媒介スルヤ否ヤヲ詳ニセサルヘカラス若シ其惡キ井戸ヨリ得ル者ニ非ルヲ以テ可ナリ舍ノ取テ非難スヘキ但其

一慶應義塾ノ湯ト湯ヲ飲料ニ供スルヲ

之ヲ實行セントスルニ際シ左ノ數ヶ條ヲ注意シ冷却シ冷水ヲ飲用シテ可ナリ

濾過シタル水ヲ煮テ而シテ後ニ

すすかこれを用ゐ始めてより數日を經過しくるが為めに却て氷と変歩すること
濃過毒中の物質中毒の如くなり凡て濃過毒は夏日
みやくも毎週一回て厳寒に於ても毒すること
能く殺菌することを得るも濃過毒中暑気を
断く近年多くなりたるとも世人の信用する所なり
右は氷の害でにはべるのみ今の此氷を草
の効用を説てはべらんと欲するの意なるべし
屠し熱こと酒さんと欲するの念なるべし而して
試に思へ盛夏六月の朝夫の江戸住民の大半一握の白雪を得んとして加州邸る群
りまくるが如く氷屋の軒を並べくをして如何せんすることを
るの今日ことを比すれば其艱難幾何ぞや氷屋の幸
の影多きを知るべし而して今の氷屋は恰も風の如く單る冷却しる飲料

を販賣する非ずして主として氷を販賣するなり
き四月病の原因を氷して冷却しる飲料と多量る用ゐるに歸したるが如し
に正當の説ろう事実にては氷飲料を氷して冷却するのみにして氷を嗜まざる
渋るる無るも尚此害あり日本まで氷屋る入りくるの氷が若くは變質の氷を氷る和しくるとの
しくる飲料くせすれば其害幾倍でや容易く論ずべからず遂て此稿を草
の人の男と害し又下痢と催せると容易く處方ること
するとるが
何れの国でも炎熱酷しきるの時節に堪へさるに際し極めて
冷るる飲料を飲むことを或は獨逸の帝は避獵を害て
劇務とる冷水を飲みて死しくるとの歴史まで見る余も亦嘗て
人の諸止まると驚かすること多量の泉水を飲みころに死せんと目撃せし又余の学

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

生死を決しとき酷暑の日赤陽の地を行歩すること一里半清水の
何ぞも尚する能はず遂に斃れて多くは劇烈の脳膜及び腦質
の病顆を惹し終に死するに到れり
此病因を考ふるに蓋し急激の刺戟或る要素の神經を犯し漸々全神經系統を
振蕩麻痺せしむる者多きが不審の死亡者の多きは一は驚愕し速急奔走
すれば人の能く知る所にして神經性の人に多し此際聽經先つ刺戟と受くるも立劇
烈となるを以て全神經系統を振蕩するに至ると等しく氷冷の飲料は劇烈の刺
戟を胃の神經に與へ尚進んで心臟の神經に及ぼすこと同一
の神經と看做すべき其関係密なり劇烈の后煩熱に堪へず心臟の作用亢進
する際に心臟の犯され易き容易なり而して多量の氷と水とを呑量飲用するときは實
大なれば其危険愈大數多の經驗と據るも常温の水と
歐洲にては兵士行軍の際時に氷を與れども此氷の温度と氷の差は
甚矢なることを思慮すべからず余十三度のものは甚だ冷にして甚だ快美なりとせず十五度のものは甚だ
度を有し煩熱のとき飲用すれば實に冷水なり余近頃一友人と共に山に
登りて凡そ十五度の冷水を飲しに友人は暫時にして俄急と覚め兩手兩足
下痢に罹れり是れ熱を発して零度の水即氷に
有りて胃患及下痢症を発する明らかなりされば若し氷の濫用を此俗の
科學とも称す科學は氷の為めに患者の多きを喜ぶべからず
を知らずして此害を招くなれども公衆と共に注意と喚起するは吾人の
なすべきの務めなることなり
熱を消し渇を慰するには必ずしも氷と合めをなすべからず氷と用ゐ
寒冷の國に於ても氷と合めるものあるは只飲料を氷冷の室に貯へ冷却
みるをもってのみ若し麥酒の中に氷塊を浮へ快美なりとして飲むが如きは余ハ

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4
ガラス使用

此人とて以て麥酒の眞味を知らざるのみ
右述べたる種々の理由を以て余が氷水と果物飲すの悪弊と憂排せんことを望むものなり實に冷飲剤の飲用を廃する能はざる人々は冷却器を以て氷塊又氷水を代用することを勧む
砂糖水、里母奈垤、炭酸水又は冷水に赤酒若くは甘葡萄酒の如き微酸薄茶、珈琲を冷却したるものは適宜の冷水より快美なり麥湯、稍薄の茶、珈琲を冷却したるものの如きは甚だ誤りなり模倣とすべからず
「虎列刺病流行の節は塩酸里母奈垤（五万五千分の一）又は檸檬酸を一枚の砂糖水（水一合）に溶し」夏日熱き飲料の宜しきを得るは世人の能く知る所なり同じく口渇を医するには世美と雖ども
兎も角も外国の真似をするは多量の氷を飲むの悪弊あるのみ甚だ誤りなり
未 コレラ病尸体の解部を望む 安政以来数十年毎に大流行すとは言へコレラ病も追々衛生法の進歩に従ひ

醫師法より行届き百年の後には発ぶ公美衛生の行届くに当り患者の数割合も少なきこと
や と雖ども決して絶滅せざるべし
雲の書物には雲洋人のコレラ病理と義せ西洋の書物には雲洋人のコレラ病理と義せ西洋流の治療法を教へあらん西洋流の治療法を教へあらん西洋流のコレラ病はどうやら還小錐の治療と少しく異なり食料衣服住居迄我国人と異なり食料衣服住居迄我国人と異なり
へばれと雲格より筋肉の発生に到る迄我国人と異なり筋肉の発生に到る迄我国人と異なり
とハ異なり外国人の治療法にて我国人を治療一得ざるものあり又コレラ病
と一口に云ふとて其性質に七色あるに一切西洋流のメッタ療治をなして
患者多きも人命を一六勝負あるとの如きも実の好く過ぐる話なり まれも
筆是迄数年の間コレラ病にて死んだ人は数十万人以上とあるなり 此の一人
も解剖せしことはなし（勿論コレラ患者が死に際し解剖せよとの遺言と無けど）
但しかゝる悪病の事なれば医師の一人立て解剖せんには器械其他の実費は堪

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

子又避病院ニテ解剖ニテハ患家ノ敬
ハ敢テ此テ解剖ト云ヲ忌ミ避ケラルヽト云ヒ昔日漢法ノ医ノ
譯ヲ無カラントテ名ヲバヤメテ其外ノ名ヲ付ケテ行ハレシ
ノ所置位ヒ研究セラレ度ト存ズル、幸ニ当今ノ医学士ノ後進
当今ノ医学社会ノ先輩トスル又医術上ノ先生様トスル人々
此学校ニテハ何ト称テモ先コレラ病ノ治療法丈ケハ研究致ス
患者ノ解剖ヲ望マルヽ人ナカラン 又ハ脳充血ニテ斃ルヽ人
多人ニ天稟相違ノ極マリテ居テ左迄新規ノ業ニ非ト云ヒ
年ヲ経ルニ従ヒコレラト来テハ眞平御免、幸ニ暑中休暇中故北海道
ヒトツノ修学旅行ト、鑛泉分析ノ為メ等根ニ籠ル敷ト計ニテ
逃ケ去ラン、ノミナラズ 又大学ノ教授諸氏ノ
徒ヲ避病院ニ率テ来ラルヽヤモ無ニヤ 記者ハ是迄
又降ノ医術ヲ教ユル者ニ病理ヲ知
ラヌ病医ヲ知ラヌ鼻ヲツヽミテ遠方カラ箸テ取ル様
ハ医科大学ノ教授 並学士ノ諸氏ガコレ
ラ死体ノ解剖ト避病院ノ臨床論ヲ教ユル
一行ノコレラ 申 横濱市ノ某病院ノ医師宮尾卓爾氏ハ
病毒ノ伝播ハ種々アルモ就中手ヲ経テ最モ
一合中ニ含ム塩湯ヲ其多量ノ熱湯
ヲ留ズシ夏期ノ如キ場ニテハ 一杯
ものヲ煮ハ一時間ノ術ヲ施シ而ノ後ニ
カヲ元ニ復スルモノヽヨウトテ其間ニ詳述シテコレラ病
ノ一大事 丙 苦労ヨリ我邦ニテハ君自ラ 性ノ

てこと而称る事一つの型様ともう一所懸命の試験研究の末
日下報告はこれこれと彼の今迄亜細亜虎列剌の徴菌と就き試験や
しる結果の方最も著しく通常よりも倍の度ナ石の液（アク水）は二
十分間にて全く虎の虎列剌菌と殺滅せらるゝよし然るに新たな
の事は行れなるもうしこの全く独逸ら人の発明し但し莫の庆（タドル）岐国の庆
男自ら機ら手元降の君ら（ママ）よりうけ行うる事うり
断てもうしまは立の効なく堅実の保証と為して新たに
あるもの其形ハ西洋の文字之き句切りまうる（ママ）ニハ
此コレラの病原となるコニハイルレンとうもの（ママ）ほ人間の身體の中へ入て

何処ぞ井かと云ふ飲食物と一緒ら（ママ）ら体内へ這入て居うます（ママ）ので空気か
ら伝染するのではありません。さうして其処で病毒として発
生ら虎列剌病の徴候ハ急に劇しい嘔吐と泄瀉とを催すものであります、
なれどもこうでない人でも虎列剌の病原となるコニハバチルと
ルレンとうの病ハ人間の身體の中へ入れハ悪い病気を起して野外の中
る人を殺すとその酷い物でございます、コニハバチルとそれから
てもけしても或物る者ハ極弱い例へバ三十バチルレンて大陽の光う乾ら
して置けハ二十四時間ニ三百倍の河水の中で死てしまう、それから
又化学の薬でも酸類ます（ママ）ものハ例へハ石炭酸ろそれから
酸るれハ二百倍位て死し硝酸塩酸、硫酸ろそれから僕の見ろそれ

数の多いところの住で死ぬる立ち行る酸敗と向つては感し易く殺され易くあります、又温度も冬つては摂氏二千五六百の住でも腐敗菌は感し易く殺されるから夏は決して死ぬ、さうゆうやうな或物も冬つては生き残ります、それとも寒の折十分番を養ひ得る訳で行けば中々怖い物でも若知の通り実る怖しい毒気を起しやすは胃酸と言つて酸類あります、又ところが寒さ、又ところが寒さで胃の中で殺されて腸まで往かないからして腸を往きまして腸々から健康であれば、腸の血管を通つて

さらばそれを信ずる事ある、それでところの流行する一番用心すべき傷寒と健康とで選ぶが行ようと一傾くる為て必要であります腸胃と

健康てゐ、あしい俗を不要るとしてコレラ、バチルスが這入つて来ても今のやうにて驚くことが出来ず列列の流行するのは実から私どもの身躰が善く腸胃等を始らうなでこうなるとも腸易い招免の辺てこうの流行のとき新患者が何なても用心る多いちがところは日頃の仕てあるから大変ビールを含らう酷く飲んで胃で傷める其処とコレラ毒が入て寝る方多いのです、此時では獨逸の如く多くの身躰が善くて寝る方ゆへ完全まるもので流行要ずるとまるでもあるが俗今有つて所が上水下水が不完全ゆへ完全義なるの為てあります何んでも腸胃の悪い者がコレラ毒が入てそこで私の試

しやうこの効ある試験しるのてすから物よう云ものい弥ん
と綿てかユレラ云ふること云無、富る効うてある犬猫う畏ろこと云
ふこと云無いすかの効ありでも人間のこころうとゆやうるこう畏ろ、
こころうやや効ある云ふを試験すに忠て国都てごぶろうやうと効
の胃の中へ口からがんレンを御込んだ所う云物い云乳て一向病
も畏ろうやめ（つゝし）十二第ミテ完

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4
ガラス使用

836
7
4

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』　請求記号 836-4

ガラス使用

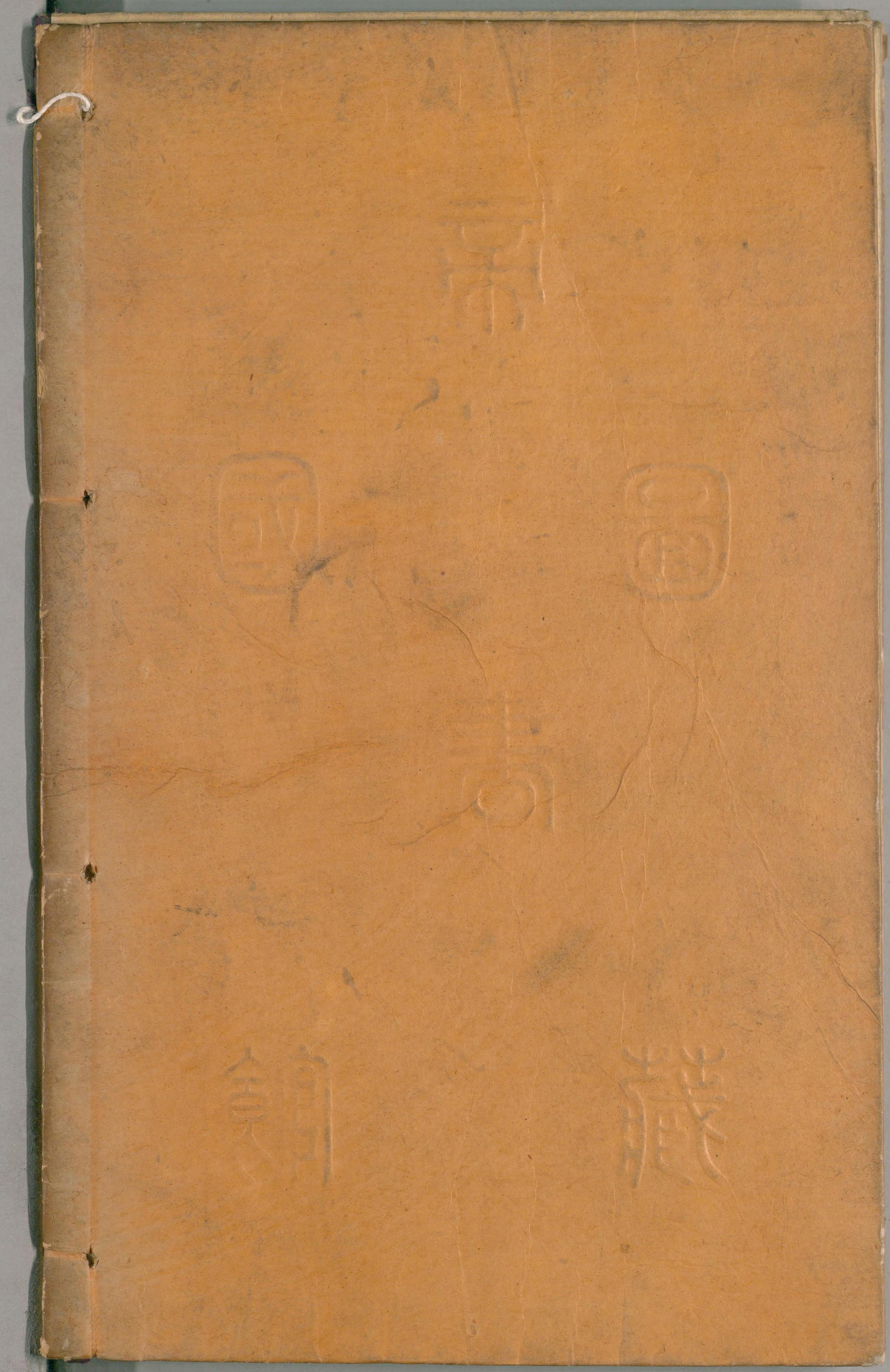

国立国会図書館　タイトル『莠草雑抄』 請求記号 836-4

ガラス使用